

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体（伊万里市、有田町、佐世保市）並びに佐賀県、長崎県における人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

伊万里市、有田町及び佐世保市ともに人口が減少している。

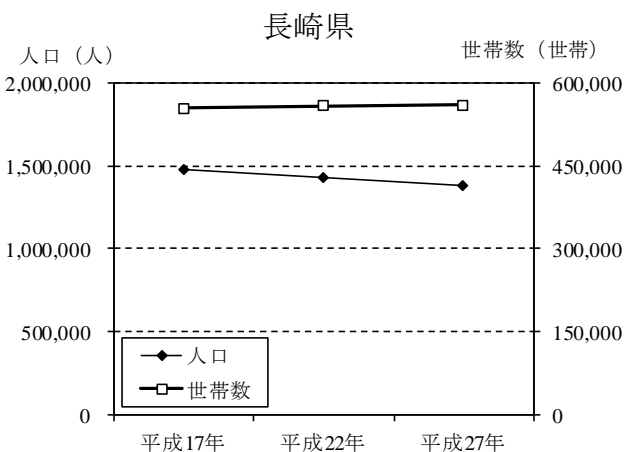
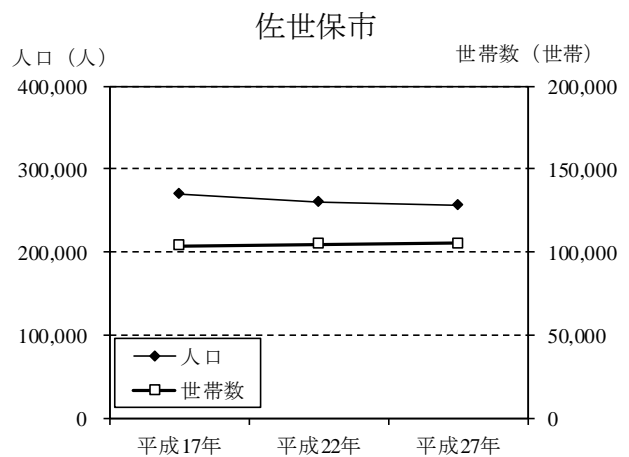
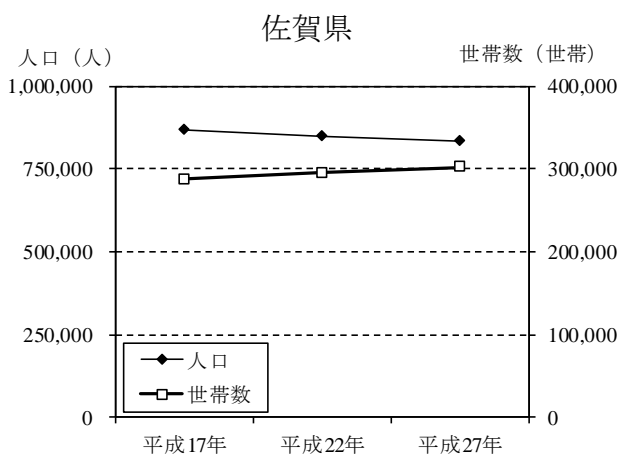
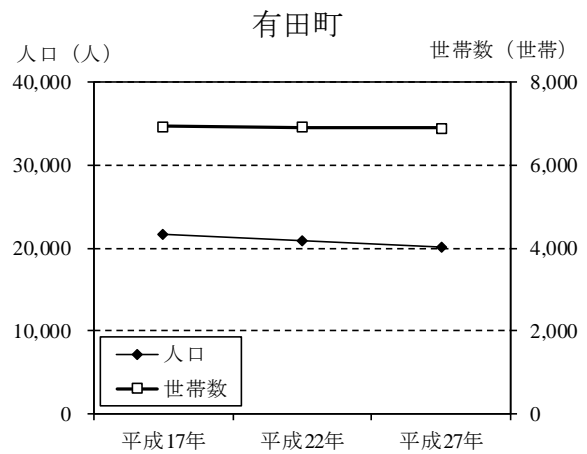
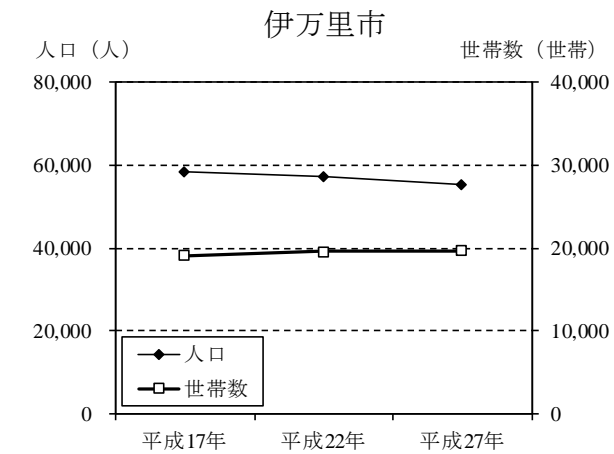
第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

| 区 分 | 年 | 人口（人） | | | 世帯数 （世帯） |
|------|---------|-----------|---------|---------|-------------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | |
| 伊万里市 | 平成 17 年 | 58,190 | 27,632 | 30,558 | 19,118 |
| | 平成 22 年 | 57,161 | 27,265 | 29,896 | 19,614 |
| | 平成 27 年 | 55,238 | 26,395 | 28,843 | 19,698 |
| 有田町 | 平成 17 年 | 21,570 | 10,061 | 11,509 | 6,930 |
| | 平成 22 年 | 20,929 | 9,730 | 11,199 | 6,916 |
| | 平成 27 年 | 20,148 | 9,356 | 10,792 | 6,900 |
| 佐賀県 | 平成 17 年 | 866,369 | 408,230 | 458,139 | 287,431 |
| | 平成 22 年 | 849,788 | 400,136 | 449,652 | 295,038 |
| | 平成 27 年 | 832,832 | 393,073 | 439,759 | 302,109 |
| 佐世保市 | 平成 17 年 | 269,574 | 126,743 | 142,831 | 103,966 |
| | 平成 22 年 | 261,101 | 122,430 | 138,671 | 104,583 |
| | 平成 27 年 | 255,439 | 120,198 | 135,241 | 105,011 |
| 長崎県 | 平成 17 年 | 1,478,632 | 691,444 | 787,188 | 553,620 |
| | 平成 22 年 | 1,426,779 | 665,899 | 760,880 | 558,660 |
| | 平成 27 年 | 1,377,187 | 645,763 | 731,424 | 560,720 |

注：1. 有田町の平成 17 年の値は、合併前の西松浦郡有田町及び同郡西有田町の合算である。

2. 佐世保市の平成 17 年の値は、合併前の北松浦郡宇久町、同郡江迎町、同郡鹿町町及び同郡小佐々町との合算である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



- 注：1. 有田町の平成17年の値は、合併前の西松浦郡有田町及び同郡西有田町の合算である。
 2. 佐世保市の平成17年の値は、合併前の北松浦郡宇久町、同郡江迎町、同郡鹿町町及び同郡小佐々町との合算である。

〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移 (各年10月1日現在)

2. 産業の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成27年10月1日現在の産業別就業者数及び割合は、第3.2-2表のとおりである。

産業別就業者数の割合は、伊万里市、有田町及び佐世保市ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

| 産業 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|-------------------|---------------|--------------|----------------|---------------|----------------|
| 第一次産業 | 2,582 (9.2) | 406 (4.0) | 34,634 (8.4) | 4,828 (4.1) | 47,812 (7.4) |
| 農業 | 2,495 | 395 | 30,728 | 3,228 | 36,049 |
| 林業 | 32 | 10 | 453 | 38 | 596 |
| 漁業 | 55 | 1 | 3,453 | 1,562 | 11,167 |
| 第二次産業 | 8,891 (31.8) | 3,499 (34.7) | 96,255 (23.5) | 21,498 (18.4) | 125,674 (19.5) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 9 | 2 | 150 | 25 | 281 |
| 建設業 | 2,518 | 695 | 33,866 | 9,764 | 53,234 |
| 製造業 | 6,364 | 2,802 | 62,239 | 11,709 | 72,159 |
| 第三次産業 | 16,304 (58.4) | 6,164 (61.0) | 266,782 (65.0) | 86,854 (74.4) | 450,488 (69.9) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 148 | 28 | 2,434 | 639 | 3,263 |
| 情報通信業 | 141 | 48 | 4,055 | 834 | 6,276 |
| 運輸業、郵便業 | 1,099 | 298 | 18,424 | 4,474 | 27,037 |
| 卸売、小売業 | 3,582 | 1,651 | 59,385 | 19,092 | 96,475 |
| 金融、保険業 | 418 | 157 | 8,338 | 2,871 | 15,076 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 202 | 76 | 4,029 | 1,685 | 8,199 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 516 | 175 | 8,614 | 2,414 | 16,486 |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 1,334 | 447 | 21,105 | 6,976 | 37,777 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 1,014 | 353 | 14,809 | 5,002 | 22,831 |
| 教育、学習支援業 | 1,193 | 408 | 19,791 | 5,530 | 30,526 |
| 医療、福祉 | 4,309 | 1,639 | 61,381 | 17,648 | 107,282 |
| 複合サービス事業 | 424 | 92 | 5,283 | 955 | 8,013 |
| サービス業（他に分類されないもの） | 1,123 | 491 | 21,851 | 7,787 | 34,740 |
| 公務（他に分類されるものを除く） | 801 | 301 | 17,283 | 10,947 | 36,507 |
| 分類不能の産業 | 143 (0.5) | 28 (0.3) | 12,566 (3.1) | 3,554 (3.0) | 20,180 (3.1) |
| 総数 | 27,920 | 10,097 | 410,237 | 116,734 | 644,154 |

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成 27 年 2 月 1 日現在の販売目的の農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

伊万里市、有田町及び佐世保市ともに稲が最も多い。

第 3.2-3 表 販売目的の農作物作付（栽培）経営体数
（平成 27 年 2 月 1 日）

（単位：経営体）

| 種 類 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|--------|-------|-----|--------|-------|--------|
| 稲 | 1,790 | 489 | 10,491 | 1,542 | 14,002 |
| 麦 類 | 65 | 6 | 1,351 | 4 | 357 |
| 雑 穀 | 14 | 10 | 83 | 20 | 288 |
| いも類 | 58 | 12 | 422 | 135 | 3,193 |
| 豆 類 | 105 | 17 | 1,689 | 45 | 740 |
| 工芸農作物 | 24 | 8 | 648 | 47 | 645 |
| 野菜類 | 595 | 120 | 6,838 | 629 | 8,496 |
| 花き類・花木 | 34 | 5 | 431 | 138 | 887 |
| その他の作物 | 141 | 24 | 922 | 55 | 622 |

〔「2015年農林業センサス」(農林水産省HP、閲覧：平成30年6月)より作成〕

(2) 林 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成 27 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

林野面積の合計は、伊万里市では 14,034ha、有田町では 3,678ha、佐世保市では 22,023ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

| 区 分 | 林野 面積計 | 国有林 | | | 民有林 | | | |
|------|-----------|--------|--------|-----------|---------|-------------|--------|---------|
| | | 小 計 | 林野庁 | その他 官庁 | 小 計 | 独立行政 法人等 | 公有林 | 私有林 |
| 伊万里市 | 14,034 | 1,678 | 1,677 | 1 | 12,356 | 100 | 635 | 11,621 |
| 有田町 | 3,678 | 1,167 | 1,167 | — | 2,509 | 22 | 595 | 1,892 |
| 佐賀県 | 110,507 | 15,271 | 15,206 | 65 | 95,236 | 3,674 | 13,131 | 78,431 |
| 佐世保市 | 22,023 | 1,461 | 1,180 | 281 | 20,562 | 63 | 2,879 | 17,620 |
| 長崎県 | 245,592 | 24,305 | 23,005 | 1,300 | 221,287 | 2,646 | 41,891 | 176,750 |

注：「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「2015年農林業センサス」(農林水産省HP、閲覧：平成30年6月)より作成〕

(3)水産業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成28年の主要な漁業種類別漁獲量は第3.2-5表、主要な魚種別漁獲量は第3.2-6表のとおりである。

漁獲量の総量は、伊万里市では190t、佐世保市では90,065tとなっている。

第3.2-5表 主要な漁業種類別漁獲量（平成28年）

（単位：t）

| 種 類 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|-----------------|------|-----|--------|--------|---------|
| 沖合底びき網1そうびき | — | … | — | x | x |
| 沖合底びき網2そうびき | — | … | — | — | — |
| 小 型 底 び き 網 | 1 | … | 1,507 | 16 | 583 |
| 船 び き 網 | x | … | 731 | 1,455 | 4,980 |
| さ け ・ ま す 流 し 網 | — | … | — | — | — |
| か じ き 等 流 し 網 | — | … | — | — | 238 |
| そ の 他 の 刺 網 | 1 | … | 3,039 | 327 | 3,594 |
| さ ん ま 棒 受 網 | — | … | — | — | x |
| 大 型 定 置 網 | — | … | x | x | 5,549 |
| 小 型 定 置 網 | — | … | 660 | 38 | 5,537 |
| そ の 他 の 網 漁 業 | x | … | 2,633 | 33 | 1,764 |
| 遠 洋 ま ぐ ろ は え 縄 | — | … | — | — | x |
| 近 海 ま ぐ ろ は え 縄 | — | … | — | — | — |
| 沿 岸 ま ぐ ろ は え 縄 | — | … | — | — | x |
| そ の 他 の は え 縄 | 102 | … | x | 60 | 2,964 |
| 近 海 い か 釣 | — | … | — | — | — |
| 沿 岸 い か 釣 | — | … | 470 | 157 | 6,537 |
| ひ き 網 釣 | x | … | 66 | 25 | 1,3527 |
| そ の 他 の 釣 | 3 | … | 139 | 264 | 3,876 |
| 採 貝 ・ 採 藻 | 1 | … | 372 | 550 | 2,958 |
| そ の 他 の 漁 業 | x | … | 93 | 254 | 2,459 |
| 漁獲量計 | 190 | … | 10,176 | 90,065 | 286,490 |

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

3. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成28年）」（農林水産省HP、閲覧：平成30年6月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 28 年）

（単位：t）

| 種 類 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|-----------|------|-----|--------|--------|---------|
| まぐろ類 | x | … | 3 | 15 | 5,634 |
| かじき類 | — | … | 1 | — | 193 |
| かつお類 | 0 | … | 7 | 2 | 10,512 |
| さめ類 | x | … | X | 17 | 86 |
| さけ・ます類 | — | … | — | — | — |
| このしろ | x | … | 620 | 12 | 89 |
| にしん類 | — | … | — | — | — |
| いわし類 | 61 | … | 609 | 51,754 | 86,117 |
| あじ類 | 17 | … | 345 | 16,300 | 54,996 |
| さば類 | — | … | 58 | 13,086 | 69,033 |
| さんま | — | … | x | — | 3,784 |
| ぶり類 | 1 | … | 89 | 754 | 11,138 |
| ひらめ・かれい類 | 0 | … | 26 | 24 | 492 |
| たら類 | — | … | — | — | — |
| ほっけ | — | … | — | — | — |
| きちじ | — | … | — | — | — |
| はたはた | — | … | — | — | — |
| にぎす類 | — | … | — | — | — |
| あなご類 | 2 | … | 8 | 8 | 577 |
| たちうお | x | … | 19 | 54 | 360 |
| たい類 | 2 | … | 201 | 792 | 4,340 |
| いさき | 0 | … | 27 | 301 | 1,180 |
| さわら類 | 2 | … | 145 | 52 | 1,040 |
| すずき類 | 1 | … | 54 | 27 | 177 |
| いかなご | — | … | — | — | — |
| あまだい類 | 0 | … | 13 | 10 | 226 |
| ふぐ類 | 0 | … | 13 | 2 | 112 |
| その他の魚類 | 101 | … | 565 | 5,648 | 20,735 |
| えび類 | 0 | … | 1,606 | 29 | 267 |
| かに類 | 0 | … | 12 | 19 | 88 |
| おきあみ | — | … | — | — | — |
| 貝類 | 0 | … | 1,689 | 80 | 1,716 |
| いか類 | 1 | … | 601 | 406 | 10,403 |
| たこ類 | 0 | … | 23 | 129 | 584 |
| うに類 | — | … | 85 | 51 | 417 |
| 海産ほ乳類 | — | … | — | — | 23 |
| その他の水産動物類 | 1 | … | 3,290 | 17 | 388 |
| 海藻類 | 0 | … | 64 | 475 | 1,781 |
| 漁獲量合計 | 190 | … | 1,0176 | 90,065 | 286,490 |

注：1. 「0」は、単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

2. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

3. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

4. 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 28 年）」（農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

(4) 商 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における商業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

年間商品販売額は、伊万里市では 96,488 百万円、有田町では 32,029 百万円、佐世保市では 691,647 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況

| 業 種 | 区 分 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|-----|--------------|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| 卸売業 | 事業所数（事業所） | 112 | 109 | 1,826 | 548 | 3,020 |
| | 従業者数（人） | 784 | 467 | 14,497 | 4,765 | 24,577 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 44,918 | 15,607 | 853,670 | 272,112 | 1,578,422 |
| 小売業 | 事業所数（事業所） | 438 | 275 | 6,809 | 1,953 | 11,717 |
| | 従業者数（人） | 2,798 | 1,151 | 43,510 | 13,628 | 70,642 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 51,571 | 16,422 | 810,259 | 419,535 | 1,408,527 |
| 合 計 | 事業所数（事業所） | 550 | 384 | 8,635 | 2,501 | 14,737 |
| | 従業者数（人） | 3,582 | 1,618 | 58,007 | 18,393 | 95,219 |
| | 年間商品販売額（百万円） | 96,488 | 32,029 | 1,663,929 | 691,647 | 2,986,949 |

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

(5) 工 業

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における工業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

製造品出荷額等は、伊万里市では 31,225,126 万円、有田町では 3,765,772 万円、佐世保市では 16,325,079 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業員 4 人以上の事業所）

| 区 分 | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|-------------|------------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 事業所数（事業所） | 161 | 121 | 1,528 | 303 | 1,969 |
| 従業者数（人） | 7,557 | 2,385 | 57,723 | 7,448 | 57,588 |
| 製造品出荷額等（万円） | 31,225,126 | 3,765,772 | 181,539,125 | 16,325,079 | 162,820,716 |

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における土地利用の状況は、第3.2-9表及び第3.2-2図のとおりである。

伊万里市、有田町及び佐世保市ともに山林の占める割合が高い。

第3.2-9表(1) 地目別土地利用の現況（佐賀県：平成27年1月1日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

| 区分 | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | その他 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|----------------|
| 伊万里市 | 17,153 (100) | 3,072 (17.9) | 1,941 (11.3) | 1,290 (7.5) | 8,544 (49.8) | 1,574 (9.2) | 732 (4.3) |
| 有田町 | 3,317 (100) | 781 (23.5) | 408 (12.3) | 456 (13.7) | 1,468 (44.2) | 78 (2.3) | 127 (3.8) |
| 佐賀県 | 158,305 (100) | 44,739 (28.3) | 22,051 (13.9) | 16,125 (10.2) | 63,497 (40.1) | 6,440 (4.1) | 5,452 (3.4) |

注：1. 市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。

2. 端数処理により、計が合わない場合がある。

〔佐賀県統計年鑑（平成28年度版）〕（佐賀県HP、閲覧：平成30年6月）より作成]

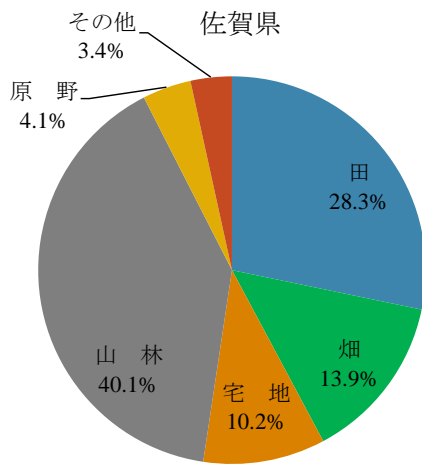
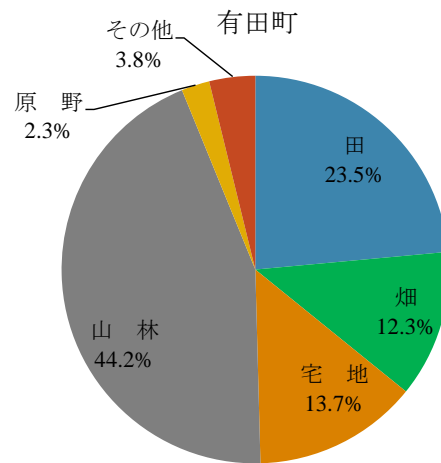
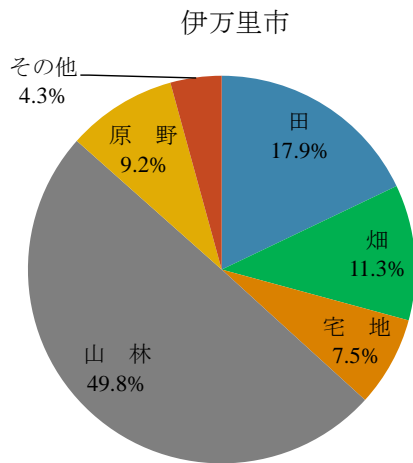
第3.2-9表(2) 地目別土地利用の現況（長崎県：平成28年1月1日現在）

（単位：ha、（ ）内は％）

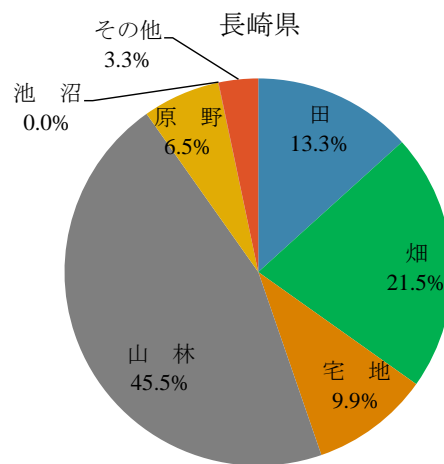
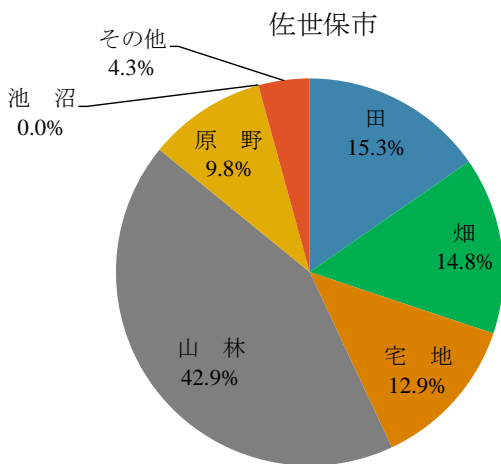
| 区分 | 総数 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 池沼 | その他 |
|------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|-------------|----------------|
| 佐世保市 | 24,046 (100) | 3,689 (15.3) | 3,558 (14.8) | 3,100 (12.9) | 10,306 (42.9) | 2,365 (9.8) | 2 (0.0) | 1,026 (4.3) |
| 長崎県 | 205,468 (100) | 27,313 (13.3) | 44,249 (21.5) | 20,322 (9.9) | 93,485 (45.5) | 13,275 (6.5) | 68 (0.0) | 6,758 (3.3) |

注：市町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外（国・公有地、公共用地、墓地、道路など）固定資産税が非課税とされている土地を除く。

〔第64版（平成29年）長崎県統計年鑑〕（長崎県HP、閲覧：平成30年6月）より作成]



〔「佐賀県統計年鑑（平成 28 年度版）」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕
 第 3.2-2 図(1) 地目別土地利用の現況（佐賀県：平成 27 年 1 月 1 日現在）



〔「第 64 版（平成 29 年）長崎県統計年鑑」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕
 第 3.2-2 図(2) 地目別土地利用の現況（長崎県：平成 28 年 1 月 1 日現在）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲における都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲には都市地域が分布している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲における農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

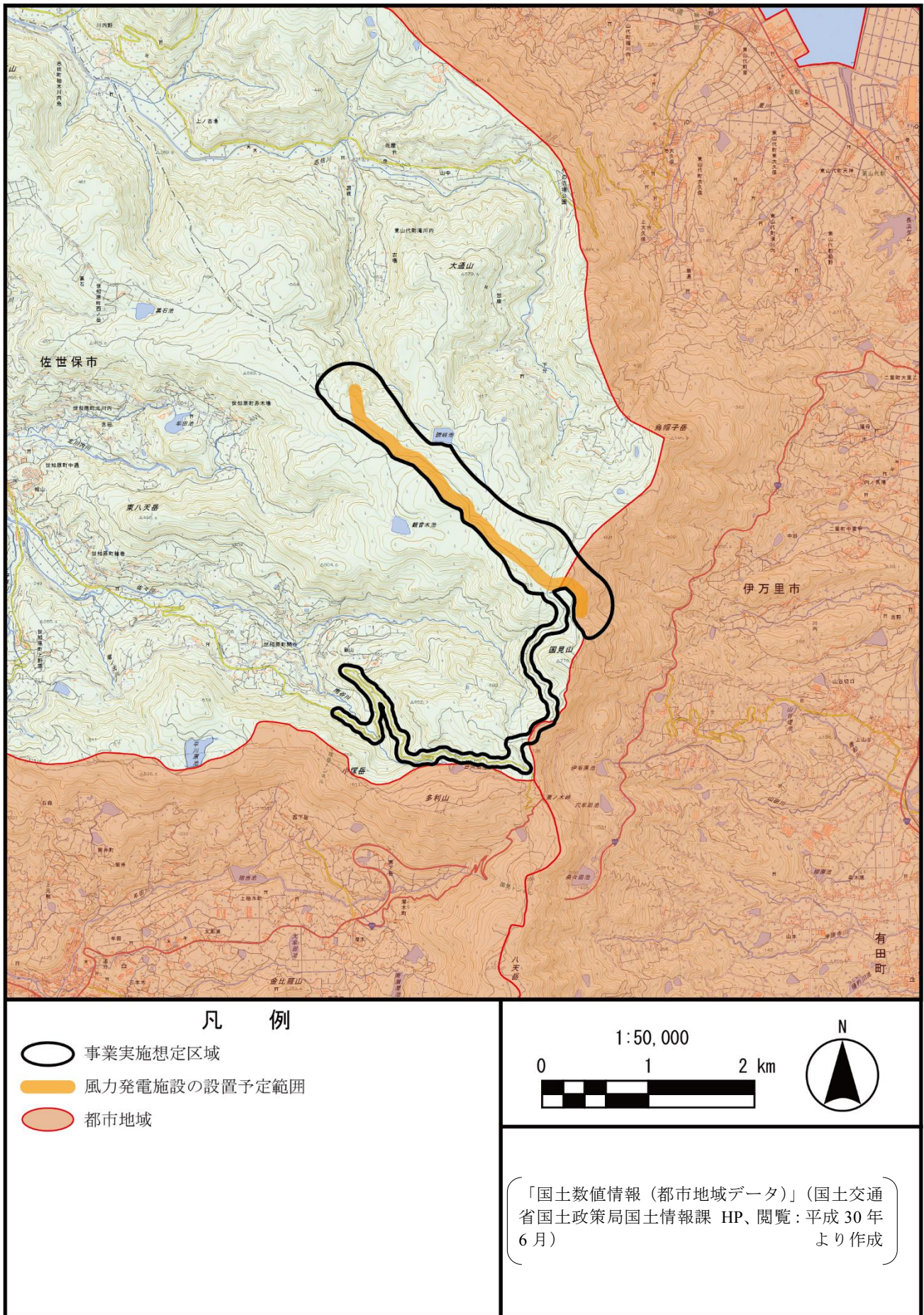
事業実施想定区域及びその周囲における森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

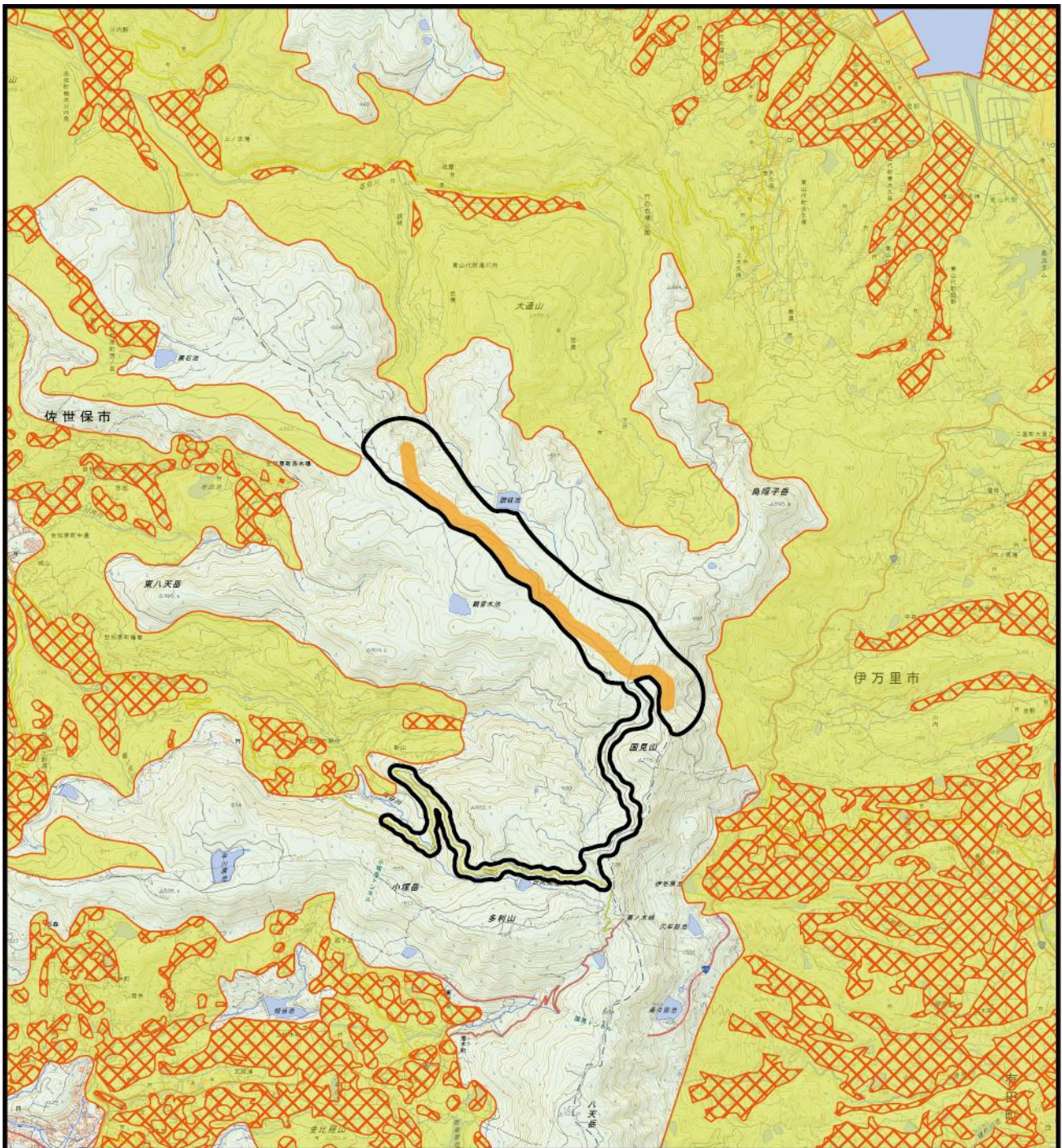
事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：平成 27 年 9 月 4 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画用途地域





事業実施想定区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）の規定に基づく用途地域の指定状況は第 3.2-6 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に用途地域の指定がある。

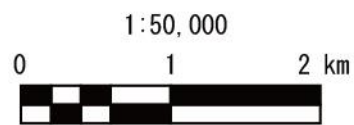


第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  農業地域
-  農用地区域






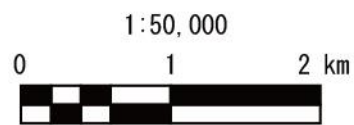
「国土数値情報（農業地域データ）」（国土交通
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年
6 月）
より作成

第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  森林地域








〔「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  第一種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域

1:50,000



「国土数値情報（用途地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成30年6月）より作成

第 3.2-6 図 都市計画用途地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲が位置する伊万里市、有田町及び佐世保市における上水道、簡易水道の取水状況は第 3.2-10 表のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水地点は第 3.2-7 図のとおりであり、里川の表流水や相当ダム等から取水が行われている。

また、農業用水としての利用状況は第 3.2-11 表のとおりであり、伊万里市及び有田町へのヒアリングによると有田川水系の河川や点在している溜池等を利用している。佐世保市では利用状況の把握はされていない。

なお、事業実施想定区域及びその周囲の河川には、内水面漁業権は設定されていない。

第 3.2-10 表(1) 取水状況（上水道）（平成 28 年度）

| 事業主体名 | 実績年間取水量（千 m ³ ） | | | | | | | | | | |
|-------|----------------------------|-------|----|----------|-----|------|------|----|-----|-------|--------|
| | 表流水 | | | | 地下水 | | | 湧水 | その他 | 浄水受水 | 合計 |
| | ダム直接 | ダム放流 | 湖水 | 表流水（自 流） | 伏流水 | 浅井戸水 | 深井戸水 | | | | |
| 伊万里市 | 1,176 | 4,937 | — | — | — | — | — | — | | 2,931 | 5,733 |
| 有田町 | 2,365 | — | 15 | — | — | — | — | — | | — | 2,380 |
| 佐世保市 | 18,671 | — | — | 9,392 | — | 282 | — | — | 179 | — | 28,524 |

注：「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔「平成 28 年度版佐賀県の水道」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「長崎県水道事業概要 平成 28 年度」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

第 3.2-10 表(2) 取水状況（簡易水道）（平成 28 年度）

| 市 | 実績年間取水量（m ³ ） | | | | | | | | | | |
|------|--------------------------|--------|----|----------|-------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------|
| | 表流水 | | | | 地下水 | | | 湧水 | その他 | 浄水受水 | 合計 |
| | ダム直接 | ダム放流 | 湖水 | 表流水（自 流） | 伏流水 | 浅井戸水 | 深井戸水 | | | | |
| 伊万里市 | 18,039 | — | — | 271,052 | 9,062 | — | 125,174 | 99,090 | — | — | 523,137 |
| 佐世保市 | 219,989 | 13,441 | — | 683,728 | — | 71,747 | 678,881 | — | 250,432 | 42,124 | 1,960,342 |

注：「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔「平成 28 年度版佐賀県の水道」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「長崎県水道事業概要 平成 28 年度」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕







第 3.2-11 表 農業用水としての利用状況

| 市町 | 利用状況 |
|------|--|
| 伊万里市 | 讃岐川、里川等に農業用水堰がある。また、農業用ため池が点在している（取水地点は不明）。 |
| 有田町 | 事業実施想定区域及びその周囲（第 3.2-7 図の範囲）の河川及び溜池についてはすべてに農業用水としての取水がある。 |

〔伊万里市へのヒアリング（平成 30 年 6 月）
有田町へのヒアリング（平成 30 年 6 月）より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  表流水
-  湖沼
-  深井戸、表流水
-  湧水

1:50,000



伊万里市へのヒアリング（平成 30 年 6 月）
 有田町へのヒアリング（平成 30 年 6 月）
 「平成 28 年度佐世保市水道局事業概要」（佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）

より作成

第 3.2-7 図 水道用水の取水地の位置

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

事業実施想定区域の周囲における港湾の状況は第 3.2-8 図のとおりであり、重要港湾として伊万里港が指定されている。

(2) 漁港の状況

事業実施想定区域の周囲には漁港は存在しない。

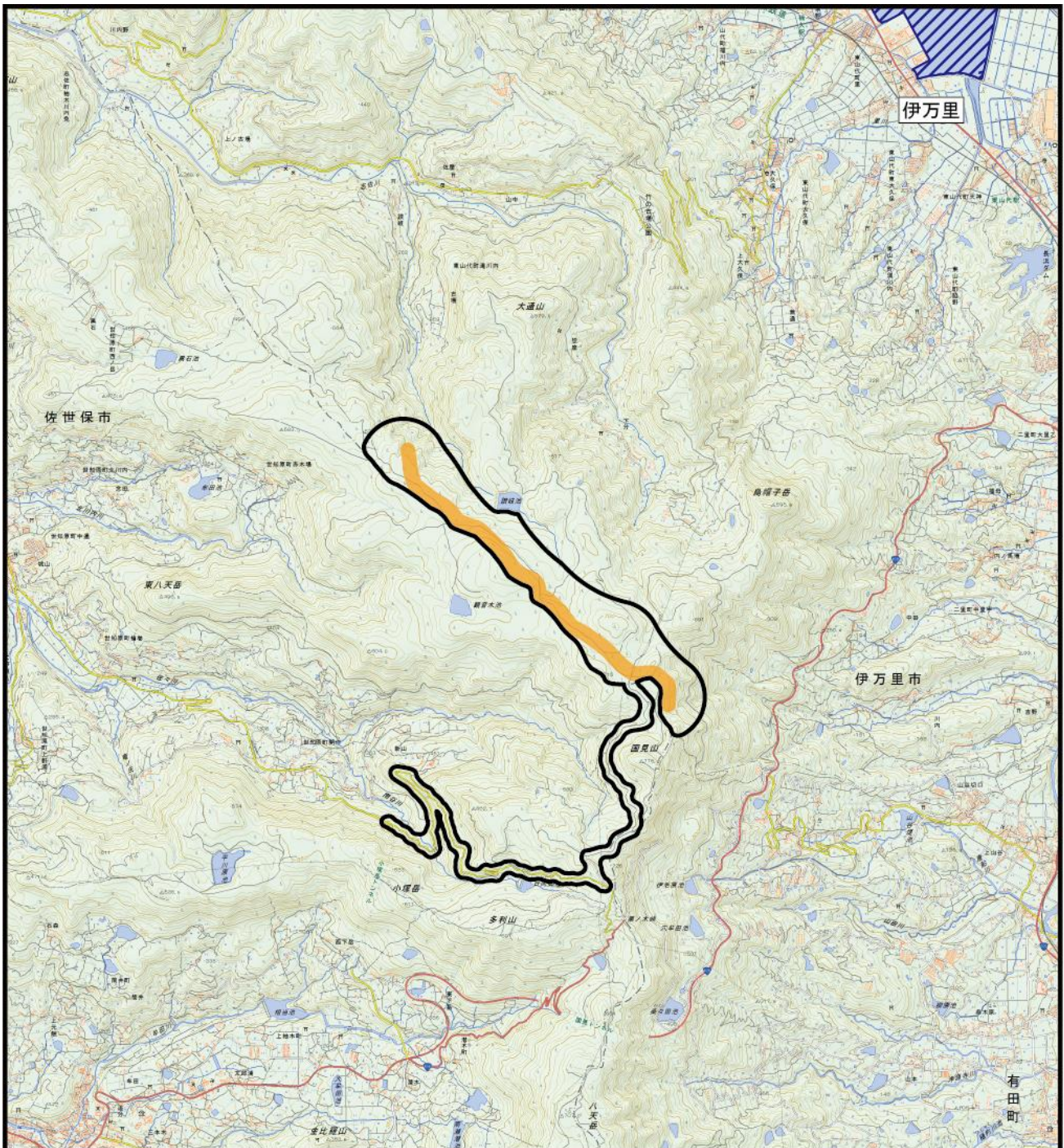
(3) 漁業区域の状況

事業実施想定区域の周囲の海域には漁業権は設定されていない。




3. 地下水の利用状況

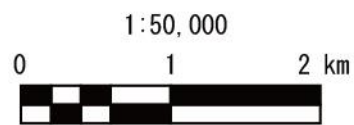
伊万里市、有田町及び佐世保市における上水道及び簡易水道による水源別年間取水量は第 3.2-10 表のとおり、地下水（伏流水、浅井戸、深井戸）や湧水からの取水がある。

事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水地点は第 3.2-7 図のとおりであり、深井戸及び湧水を利用している。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  港湾区域



〔「海洋台帳」(海上保安庁 HP、閲覧:平成 30 年 6 月) より作成〕

第 3.2-8 図 港湾区域の指定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-9 図のとおりであり、一般国道 202 号、一般国道 204 号、一般国道 498 号、主要地方道 5 号（伊万里松浦線）、主要地方道 53 号（柚木三川内線）等があげられる。

なお、平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-12 表のとおりである。

第 3.2-12 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

| 路線名 | 番号 | 交通量観測地点 | 交通量 (昼間 12 時間) | 交通量 (24 時間) |
|--------------------------|----|-----------------------|-------------------|----------------|
| 一般国道 202 号 | 1 | 一般国道 204 号～一般国道 35 号 | 11,700 | 15,015 |
| 一般国道 204 号 | 2 | 市道～川内野浦の崎港線 | 5,632 | 7,001 |
| 一般国道 498 号 | 3 | 一般国道 498 号～一般国道 498 号 | 2,949 | 3,923 |
| | 4 | 一般国道 498 号～ | — | — |
| | 5 | 一般国道 498 号～一般国道 498 号 | 3,106 | 4,167 |
| | 6 | 柚木三川内線～一般国道 498 号 | 4,105 | 5,049 |
| | 7 | 一般国道 204 号～柚木三川内線 | 9,425 | 11,876 |
| 主要地方道 5 号 (伊万里松浦線) | 8 | 一般国道 204 号～川内野浦の崎港線 | 938 | 1,144 |
| | 9 | 川内野浦の崎港線～伊万里松浦線 | 535 | 642 |
| 主要地方道 53 号 (柚木三川内線) | 10 | 一般国道 498 号～ | 4,228 | 5,243 |
| 主要地方道 54 号 (栗木吉井線) | 11 | 一般国道 498 号～佐世保世知原線 | 2,098 | 2,581 |
| | 12 | 佐世保世知原線～佐世保日野松浦線 | 1,696 | 2,069 |
| | 13 | 一般国道 498 号～栗木吉井線 | — | — |
| 一般県道 151 号 (佐世保世知原線) | 14 | 一般国道 204 号～栗木吉井線 | 4,166 | 5,208 |
| 一般県道 281 号 (大木有田線) | 15 | 一般国道 202 号～伊万里有田線 | 1,535 | 1,842 |
| 一般県道 316 号 (川内野浦の崎港線) | 16 | 伊万里松浦線～一般国道 204 号 | 1,183 | 1,420 |
| 一般県道 326 号 (山谷大木線) | 17 | 一般国道 498 号～一般国道 202 号 | 1,043 | 1,283 |

注：1. 表中の番号は第 3.2-9 図中の番号に対応する。

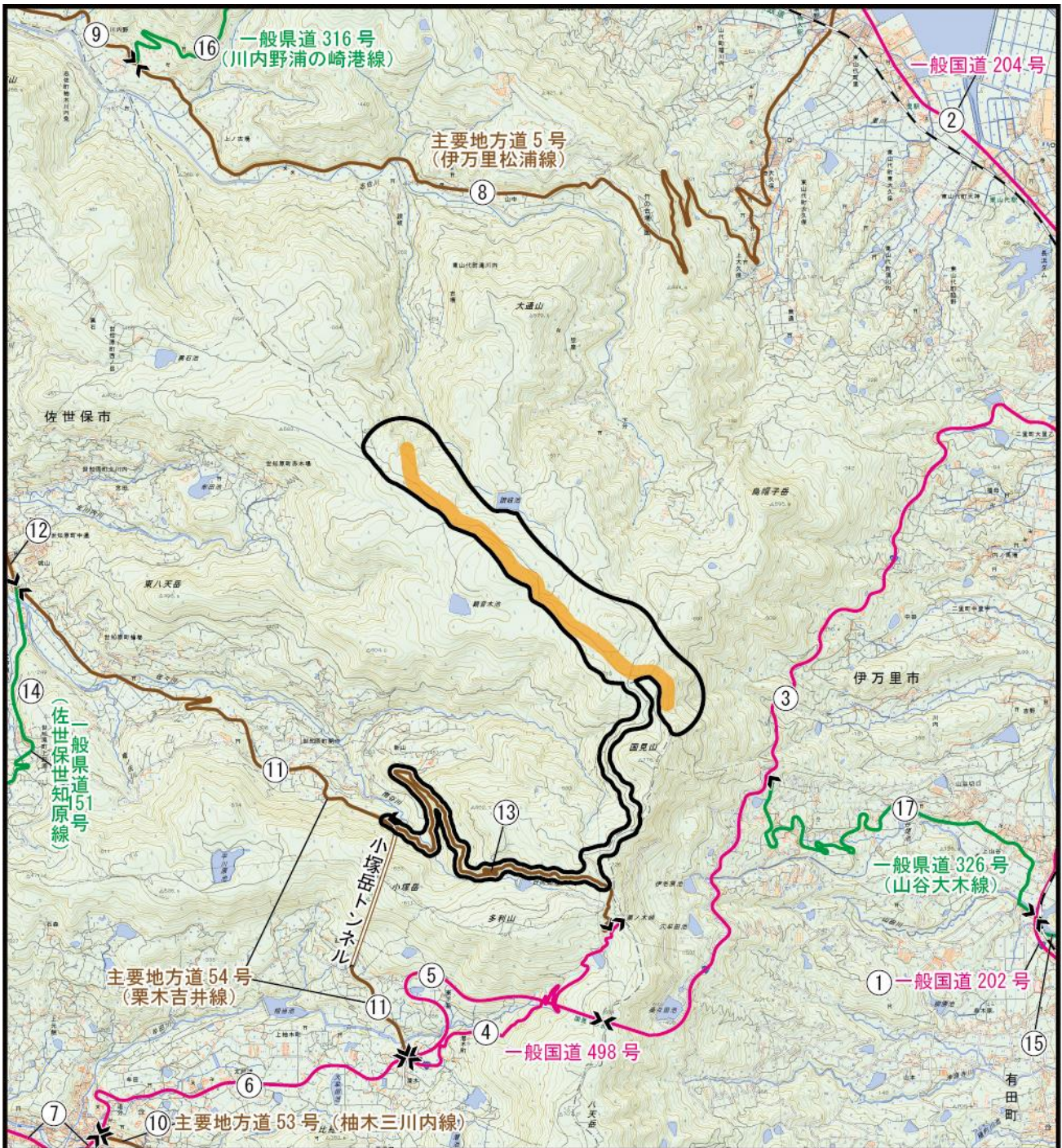
2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」
(国土交通省 HP、閲覧：平成 30 年 6 月) より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  松浦西九州線
-  交通量調査の起点と終点

1:50,000



注：図中の番号は、第 3.2-12 表中の番号に対応する。

「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査
一般交通量調査結果」(国土交通省 HP、閲覧：
平成 30 年 6 月) より作成

第 3.2-9 図 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第 3.2-13 表及び第 3.2-10 図のとおりである。

なお、事業実施想定区域には、これらの環境保全上配慮すべき施設はない。

また、住宅の配置の概況は第 3.2-10 図のとおりである。

第 3.2-13 表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

| 区 分 | 番 号 | 施設名 | 所在地 |
|----------------|-----|--------|--------------------|
| 幼稚園型 認定こども園 | 1 | 柚木幼稚園 | 佐世保市柚木町 2372 番地 |
| 小学校 | 2 | 東山代小学校 | 伊万里市東山代町里 70-1 |
| | 3 | 滝野小学校 | 伊万里市東山代町滝川内 3132-1 |
| | 4 | 大山小学校 | 有田町大木宿乙 830 |
| | 5 | 柚木小学校 | 佐世保市上柚木町 3204 番地 |
| 中学校 | 6 | 滝野中学校 | 伊万里市東山代町滝川内 3149 |
| | 7 | 国見中学校 | 伊万里市東山代町長浜 1750 |
| | 8 | 柚木中学校 | 佐世保市柚木町 2063 番地 |

注：番号は第 3.2-10 図中の番号に対応する。

〔「佐賀県の学校－総括表・学校一覧－」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 「保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設等共通」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 「佐世保市小中学校ポータルサイト」（佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

第 3.2-13 表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

| 区 分 | 番 号 | 施設名 | 所在地 |
|-----|-----|-------------|--------------------|
| 診療所 | 9 | 内山産婦人科医院 | 伊万里市東山代町長浜 1250 |
| | 10 | 立石医院 | 伊万里市東山代町里 111 番地 1 |
| | 11 | 伊万里有田共立病院 | 有田町二ノ瀬甲 860 番地 |
| | 12 | 田口医院 | 有田町大木宿乙 843-23 |
| | 13 | 石井内科 | 有田町立部乙 2110-1 |
| | 14 | 医療法人道仁会品川医院 | 佐世保市柚木町 2188 |
| | 15 | 橋本医院 | 佐世保市柚木町 1471-2 |

注：番号は第 3.2-10 図中の番号に対応する。

〔「99 さがネット」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 「ながさき医療機関情報システム」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

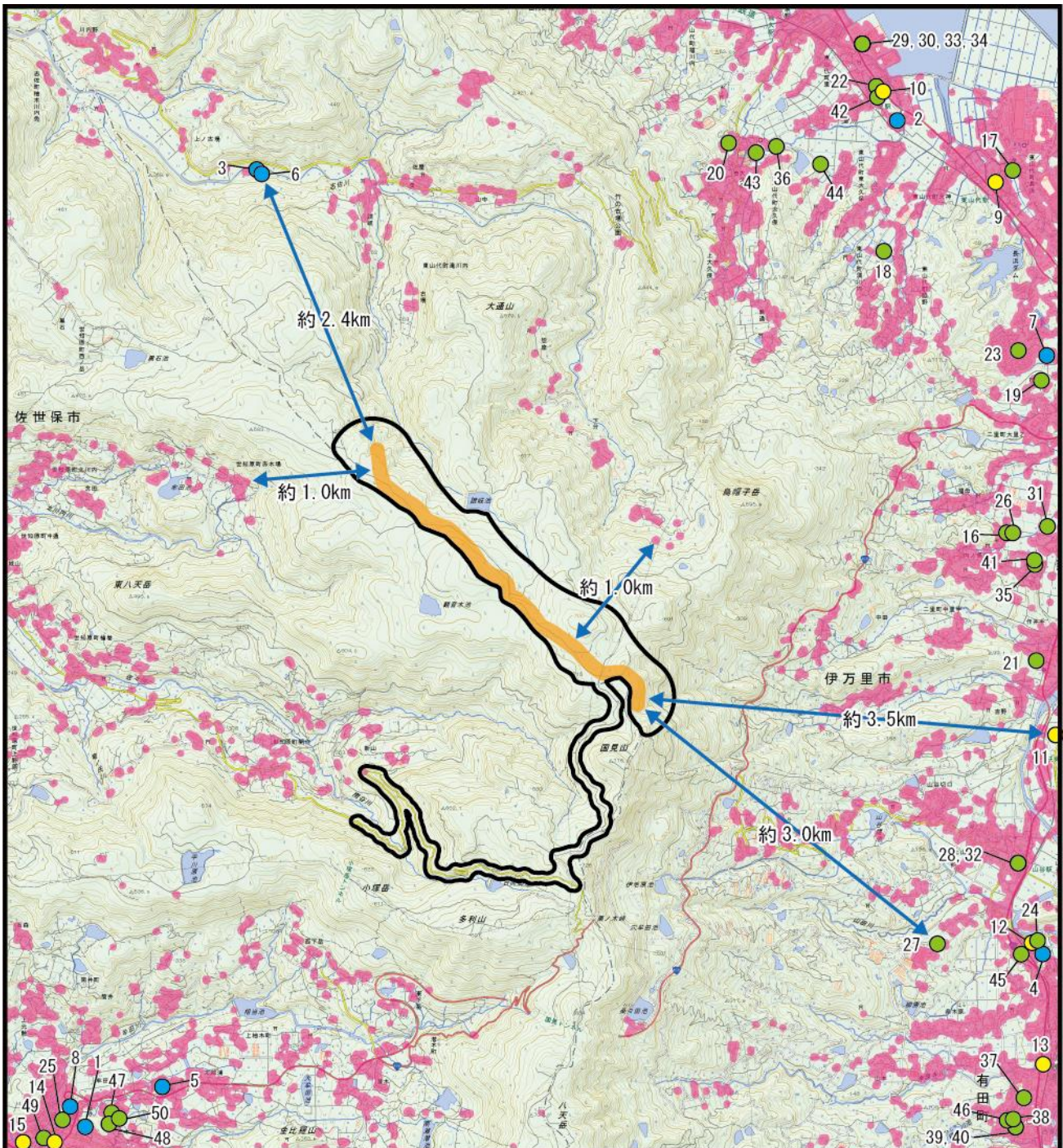
第 3.2-13 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

| 区 分 | 番 号 | 施設名 | 所在地 |
|----------------|-----|------------------------|-------------------------|
| 保育所 | 16 | 医王保育園 | 伊万里市二里町大里乙 401 |
| | 17 | 長浜保育園 | 伊万里市東山代町長浜 1266-1 |
| | 18 | 脇野保育園 | 伊万里市東山代町脇野 4944-2 |
| | 19 | 大里保育園 | 伊万里市二里町大里乙 1577-2 |
| | 20 | 大久保保育園 | 伊万里市東山代町大久保 4685-3 |
| | 21 | 中里保育園 | 伊万里市二里町中里甲 3427 |
| | 22 | 里保育園 | 伊万里市東山代町里 154 |
| | 23 | SUMCO いまり保育園 | 伊万里市東山代町長浜 1743-140 |
| | 24 | おおやま保育園 | 有田町大木宿乙 833 番地 1 |
| | 25 | 柚木保育所 | 佐世保市柚木町 2079-1 |
| 障害福祉サービス施設・事業所 | 26 | 瑠璃光苑 | 伊万里市二里町大里乙 403 番地 1 |
| | 27 | 寺尾の里 | 有田町下山谷乙 3574 番地 1 |
| | 28 | 就労継続支援 グッドライフ | 有田町下山谷乙 3572 番地 |
| | 29 | サカセル伊万里事業所 | 伊万里市東山代町里 359 番地 4 |
| | 30 | にこにこいまり | 伊万里市東山代町里字蕨野 359 番地 4 |
| | 31 | Job センター ピシャット (多機能型) | 伊万里市二里町大里乙 3609 番地 |
| | 32 | グッドスマイル | 有田町下山谷乙 3572 番地 |
| | 33 | 小麦の家 | 伊万里市東山代町里字蕨野 359 番地 4 |
| | 34 | それいゆ療育センター伊万里 | 伊万里市東山代町里字蕨野 359 番地 4 |
| 老人福祉施設 | 35 | デイサービスこころ | 伊万里市二里町中里甲 80 番地 |
| | 36 | デイサービス明星 | 伊万里市東山代町里字馬立場 1336 番地 1 |
| | 37 | デイサービストリムぬくもいホーム | 有田町立部乙 2236 番地 1 |
| | 38 | デイサービスセンター「くつろぎ」 | 有田町立部乙 2462 番地 4 |
| | 39 | 「くにみ」短期入所生活介護事業所 | 有田町立部乙 2460 番地 |
| | 40 | 伊万里・有田地区特別養護老人ホーム「くにみ」 | 有田町立部乙 2460 番地 |
| | 41 | グループホームこころ | 伊万里市二里町中里甲 97 番地 |
| | 42 | デイサービスけやき | 伊万里市東山代町里 111 番地 1 |
| | 43 | デイサービスきずな | 伊万里市東山代町里 4774 番地 4 |
| | 44 | デイサービスなごみ | 伊万里市東山代町東大久保 1865 番地 4 |
| | 45 | ふくしま整骨院リハビリデイサービス | 有田町大木宿乙 952-1-2 |
| | 46 | 有田町老人福祉センター | 有田町立部乙 2462-2 |
| | 47 | ゆずの里 | 佐世保市上柚木町 2515 |
| | 48 | フォレスト四季の里 | 佐世保市柚木町 2409 |
| | 49 | 介護付有料老人ホーム しながわ | 佐世保市柚木町 2164 |
| | 50 | コスモス | 佐世保市上柚木町 2515 |







注：番号は第 3.2-10 図中の番号に対応する。

「さが子育てポータルサイト」(佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「指定障害福祉サービス事業所等一覧 (平成 30 年 6 月 1 日現在)」(佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「介護サービス事業所一覧 (2018 年 5 月 1 日現在)」(佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「保育所」(長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「施設・事業所一覧」(長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「社会福祉施設 (高齢者)」(長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)

より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  学校
-  医療機関
-  福祉施設
-  住宅等

1:50,000



注：図中の番号は第3.2-13表の番号に対応する。

「佐賀県の学校一総括表・学校一覧」「99さがネット」「さが子育てポータルサイト」「指定障害福祉サービス事業所等一覧（平成30年6月1日現在）」「介護サービス事業所一覧（2018年5月1日現在）」（佐賀県HP、閲覧：平成30年6月）
 「保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設等共通」「ながさき医療機関情報システム」「保育所」「施設・事業所一覧」「社会福祉施設（高齢者）」（長崎県HP、閲覧：平成30年6月）
 「佐世保市小中学校ポータルサイト」（佐世保市HP、閲覧：平成30年6月）より作成

第 3.2-10 図 環境保全上配慮すべき施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成28年度末の下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-14表のとおりである。

下水道処理人口普及率は、伊万里市で53.7%、有田町で40.8%、佐世保市で57.3%となっている。

第3.2-14表 下水道処理人口普及状況（平成28年度末）

| 区 分 | 行政人口 (人) | 下水道処理人口 (人) | 下水道処理 人口普及率 (%) | 汚水処理人口 (人) | 汚水処理 人口普及率 (%) |
|------|-------------|----------------|-----------------------|---------------|----------------------|
| 伊万里市 | 55,909 | 30,045 | 53.7 | 39,088 | 69.9 |
| 有田町 | 20,442 | 8,348 | 40.8 | 15,561 | 76.1 |
| 佐賀県 | 834,546 | 493,296 | 59.1 | 684,290 | 82.0 |
| 佐世保市 | 254,180 | 145,519 | 57.3 | 189,387 | 74.5 |
| 長崎県 | 1,383,904 | 855,423 | 61.8 | 1,099,916 | 79.5 |

「佐賀県の汚水処理人口普及状況【平成28年度末】」（佐賀県 HP、閲覧：平成30年6月）

「長崎県の汚水処理人口普及率（平成29年3月31日現在）」（長崎県 HP、閲覧：平成30年6月）より作成

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周囲の自治体並びに佐賀県、長崎県における平成 28 年度の一般廃棄物の処理状況は第 3.2-15 表のとおりである。

ごみ総排出量は、伊万里市で 15,841t、有田町で 5,842t、佐世保市で 91,524t となっている。

第 3.2-15 表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 28 年度）

| 区 分 | | 伊万里市 | 有田町 | 佐賀県 | 佐世保市 | 長崎県 |
|---------------|---------------|--------|-------|---------|--------|---------|
| ごみ総排出量 | 計画収集量(t) | 13,181 | 4,803 | 233,988 | 81,394 | 389,852 |
| | 直接搬入量(t) | 1,768 | 949 | 29,168 | 5,228 | 72,887 |
| | 集団回収量(t) | 892 | 90 | 5,387 | 4,902 | 17,561 |
| | 合 計(t) | 15,841 | 5,842 | 268,543 | 91,524 | 480,300 |
| ごみ処理量 | 直接焼却量(t) | 12,733 | 4,894 | 219,106 | 78,255 | 398,326 |
| | 直接最終処分量(t) | 0 | 0 | 2 | 267 | 11,603 |
| | 焼却以外の中間処理量(t) | 2,205 | 740 | 38,023 | 7,119 | 46,057 |
| | 直接資源化量(t) | 11 | 118 | 6,025 | 981 | 5,936 |
| | 合 計(t) | 14,949 | 5,752 | 263,156 | 86,622 | 461,922 |
| 中間処理後再生利用量(t) | | 2,086 | 744 | 44,152 | 5,645 | 51,255 |
| リサイクル率(%) | | 18.9 | 16.3 | 20.7 | 12.6 | 15.6 |
| 最終処分量(t) | | 393 | 246 | 10,033 | 4,128 | 42,247 |

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100
 [「平成 28 年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 30 年 6 月) より作成]

2. 産業廃棄物の状況

佐賀県及び長崎県における平成 26 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-16 表のとおりである。

排出量は、佐賀県で 3,089 千 t、長崎県で 2,820 千 t となっている。

また、事業実施想定区域を中心とした 50km の範囲における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-17 表、立地状況は第 3.2-11 図のとおりであり、中間処理施設 160 か所、最終処分場 18 か所となっている。

第 3.2-16 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

（単位：千 t）

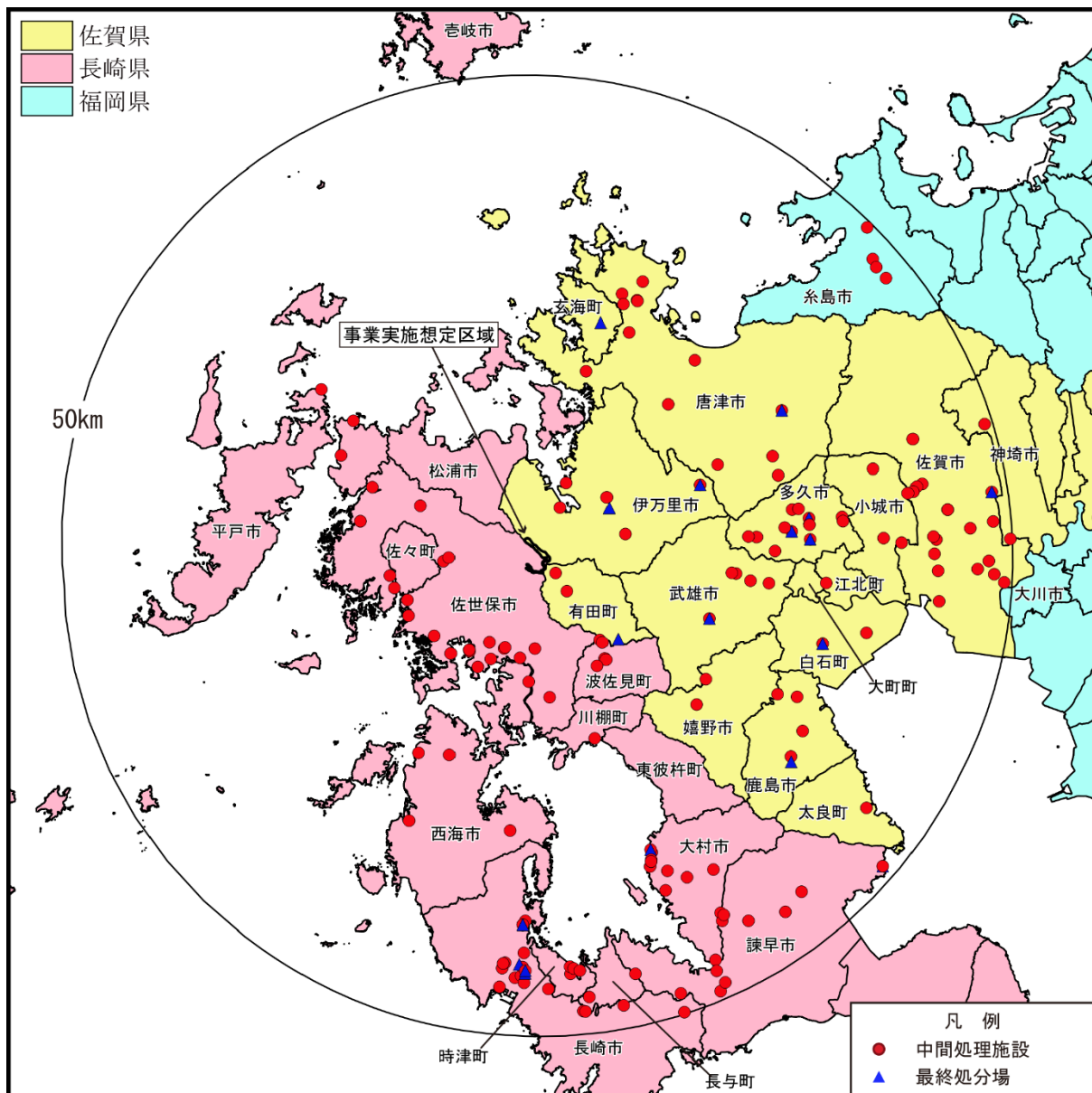
| 県 | 排出量 | 資源化量 | 減量化量 | その他量 | 最終処分量 |
|-----|-------|-------|-------|------|-------|
| 佐賀県 | 3,089 | 1,570 | 1,444 | 2 | 73 |
| 長崎県 | 2,820 | 1,743 | 1,137 | 0 | 180 |

「佐賀県廃棄物処理計画」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 「平成 27 年度長崎県産業廃棄物実態調査報告書（平成 26 年度実績）」
 （長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成

第 3.2-17 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

| 県 | 市町村 | 中間処理施設 | 最終処分場 |
|-----|------|--------|-------|
| 佐賀県 | 佐賀市 | 22 | 0 |
| | 唐津市 | 13 | 1 |
| | 多久市 | 12 | 3 |
| | 伊万里市 | 5 | 2 |
| | 武雄市 | 5 | 1 |
| | 鹿島市 | 4 | 1 |
| | 小城市 | 2 | 0 |
| | 嬉野市 | 2 | 0 |
| | 神埼市 | 1 | 1 |
| | 玄海町 | 0 | 1 |
| | 有田町 | 2 | 1 |
| | 江北町 | 1 | 0 |
| | 白石町 | 2 | 1 |
| 太良町 | 1 | 0 | |
| 長崎県 | 長崎市 | 19 | 4 |
| | 佐世保市 | 24 | 0 |
| | 諫早市 | 11 | 1 |
| | 大村市 | 12 | 1 |
| | 平戸市 | 3 | 0 |
| | 西海市 | 4 | 0 |
| | 長与町 | 1 | 0 |
| | 時津町 | 4 | 0 |
| | 川棚町 | 1 | 0 |
| | 波佐見町 | 5 | 0 |
| 福岡県 | 糸島市 | 4 | 0 |
| 合 計 | | 160 | 18 |

「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局
 国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」
（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成〕

第 3.2-11 図 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-18表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-18表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-18表(1) 大気汚染に係る環境基準

| 物質 | 環境上の条件 |
|-----------|---|
| 二酸化いおう | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 一酸化炭素 | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 |

「大気の汚染に係る環境基準について」
 (昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」
 (昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」
 (平成21年環境省告示第33号) より作成

第 3.2-18 表 (2) 大気汚染に係る環境基準 (有害大気汚染物質)

| 物質 | 環境上の条件 |
|---|---|
| ベンゼン | 1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。 |
| 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 | |

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」
 (平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日) より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日) に基づき定められている。

伊万里市、有田町^{*}及び佐世保市では第 3.2-19 表のとおり用途地域に応じた地域の類型のあてはめが行われており、第 3.2-12 図のとおり事業実施想定区域の周囲において佐世保市の一部が類型 B 及び C に指定されているが、事業実施想定区域には類型地域の指定はない。

第 3.2-19 表 (1) 騒音に係る環境基準【一般地域】

| 地域の類型 | 基準値 | |
|--------|--------------------|--------------------|
| | 昼間 (6:00~22:00) | 夜間 (22:00~6:00) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、伊万里市、有田町及び佐世保市には該当地域はない。

類型 A：都市計画法(昭和 43 年法第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び佐世保市江迎町の一部

類型 C：都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び佐世保市江迎町の一部

「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)
 「環境基本法第 16 条第 2 項第 2 号イの規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域」(平成 24 年伊万里市告示第 29 号)
 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年佐賀県告示第 120 号)
 「平成 28 年度環境騒音・道路交通騒音測定結果」(佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 より作成

^{*}佐賀県では、町の区域においては県が地域類型指定を行っている。

第 3.2-19 表 (2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

| 地域の区分 | 基準値 | |
|--|---------------------|---------------------|
| | 昼 間 (6:00～22:00) | 夜 間 (22:00～6:00) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |
| 備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 | | |

「騒音に係る環境基準について」
 (平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日) より作成





第 3.2-19 表 (3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

| 基準値 | |
|---|---------------------|
| 昼 間 (6:00～22:00) | 夜 間 (22:00～6:00) |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 | |

「騒音に係る環境基準について」
 (平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日) より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
- 環境基準
 -  B 類型
 -  C 類型



〔「環境基準（騒音）地域類型図」（佐世保市 HP、
閲覧：平成 30 年 6 月）

より作成

第 3.2-12 図 騒音に係る環境基準の区域の指定状況

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づき定められている。






環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2-20 表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-21 表～第 3.2-23 表のとおりであり、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲において、第 3.2-13 図のとおり有田川、長崎県の区域における志佐川、佐々川が河川 A 類型に、相浦川が河川 B 類型に、伊万里湾が海域 B 類型及びⅢ類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-24 表のとおりすべての地下水について定められている。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  河川A類型
-  河川B類型
-  海域B類型、Ⅲ類型



「環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（平成 28 年佐賀県告示第 112 号）
 「平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 より作成

第 3.2-13 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-20 表 人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目 | 基準値 |
|---|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 | |

「水質汚濁に係る環境基準について」
 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-21 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|---|--|------------------|-------------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL 以下 |
| A | 水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 |
| B | 水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 5,000MPN/ 100mL 以下 |
| C | 水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| D | 工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — |
| E | 工業用水 3 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が 認められないこと | 2mg/L 以上 | — |
| 備考 | | | | | | |
| 1. 基準値は、日間平均値とする。 | | | | | | |
| 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 | | | | | | |

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」
 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-21 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|-------------------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 | | | | |

「水質汚濁に係る環境基準について」
 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-22 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|--|--|------------------|-----------------------|---------------------|---------------|-----------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 化学的酸素 要求量 (COD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 |
| AA | 水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 1mg/L 以下 | 1mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 50MPN/ 100mL 以下 |
| A | 水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 |
| B | 水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの | 6.5 以上 8.5 以下 | 5mg/L 以下 | 15mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — |
| C | 工業用水 2 級 環境保全 | 6.0 以上 8.5 以下 | 8mg/L 以下 | ごみ等の浮遊が 認められないこと | 2mg/L 以上 | — |
| 備考 | | | | | | |
| <p>1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。</p> <p>2. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。</p> <p>4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> | | | | | | |

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 「水質汚濁に係る環境基準について」
 （昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|----------|--|------------|--------------|
| | | 全窒素 | 全 磷 |
| I | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの | 0.1mg/L 以下 | 0.005mg/L 以下 |
| II | 水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの | 0.2mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| III | 水道 3 級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの | 0.4mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| IV | 水産 2 種及びVの欄に掲げるもの | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| V | 水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全 | 1 mg/L 以下 | 0.1mg/L 以下 |

備考

- 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
- 基準値は、年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」

〔昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成〕

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|----------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| 生物 B | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| 生物特 B | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 |

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」

〔昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成〕

第 3.2-22 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|----------|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |

備考：基準値は、日間平均値とする。

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-23 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | | | | |
|----------|---|------------------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------------|
| | | 水素イオン 濃度(pH) | 化学的酸素 要求量(COD) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌群数 | n-ヘキサン抽出 物質(油分等) |
| A | 水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 2mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 1,000MPN/ 100mL 以下 | 検出されな いこと |
| B | 水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの | 7.8 以上 8.3 以下 | 3mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | 検出されな いこと |
| C | 環 境 保 全 | 7.0 以上 8.3 以下 | 8mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | — |

備考
1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-23 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

| 項目 類型 | 利用目的の適応性 | 基準値 | |
|---|---|------------|-------------|
| | | 全窒素 | 全磷 |
| I | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。) | 0.2mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 |
| Ⅱ | 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。) | 0.3mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 |
| Ⅲ | 水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。) | 0.6mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 |
| Ⅳ | 水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全 | 1 mg/L 以下 | 0.09mg/L 以下 |
| 備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 | | | |

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-23 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

| 項目 類型 | 水生生物の生息状況の適応性 | 基準値 | | |
|-------------------|---|-------------|---------------|----------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A | 水生生物の生息する水域 | 0.02mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.01mg/L 以下 |
| 生物特 A | 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下 | 0.0007mg/L 以下 | 0.006mg/L 以下 |
| 備考：基準値は、年間平均値とする。 | | | | |

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-23 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

| 項目 類型 | 水生生物が生息・再生産する場の適応性 | 基準値 |
|-------------------|--|------------|
| | | 底層溶存酸素量 |
| 生物 1 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 4.0mg/L 以上 |
| 生物 2 | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域 | 3.0mg/L 以上 |
| 生物 3 | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域 | 2.0mg/L 以上 |
| 備考：基準値は、日間平均値とする。 | | |

「水質汚濁に係る環境基準について」
(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成

第 3.2-24 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 |
|--|---------------|
| カドミウム | 0.003mg/L 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと |
| 鉛 | 0.01mg/L 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/L 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/L 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/L 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと |
| PCB | 検出されないこと |
| ジクロロメタン | 0.02mg/L 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/L 以下 |
| クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 0.002mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/L 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/L 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/L 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/L 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/L 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/L 以下 |
| チウラム | 0.006mg/L 以下 |
| シマジン | 0.003mg/L 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/L 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/L 以下 |
| セレン | 0.01mg/L 以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/L 以下 |
| ほう素 | 1mg/L 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L 以下 |
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | |

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日) より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成26年5月30日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-25表のとおりである。

第3.2-25表 土壌汚染に係る環境基準

| 項目 | 環境上の条件 |
|-----------------------------|--|
| カドミウム | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機磷 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 砒素 | 検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。 |
| 総水銀 | 検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| セレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素 | 検液 1L につき 0.8mg 以下であること。 |
| ほう素 | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.05mg 以下であること。 |
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 |

「土壌の汚染に係る環境基準について」
（平成3年環境庁告示第46号、最終改正：平成28年3月29日）より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、第 3.2-26 表のとおり定められている。

第 3.2-26 表 ダイオキシン類に係る環境基準

| 媒体 | 基準値 |
|---|-----------------------------|
| 大 気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 (水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/L 以下 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g 以下 |
| 土 壤 | 1,000pg-TEQ/g 以下 |
| 備考 | |
| 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 | |
| 2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。 | |

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」
(平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日) より作成〕

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号、最終改正：平成 29 年 1 月 6 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、事業実施想定区域及びその周囲においては、伊万里市、有田町及び佐世保市合併地域（世知原町）の区域が 17.5、佐世保市（旧佐世保市）の区域が 10 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-27 表～第 3.2-29 表のとおりである。

伊万里市、有田町*及び佐世保市では規制地域及び規制基準の指定を行っており、第 3.2-14 図のとおり事業実施想定区域の伊万里市及び有田町の区域が第 2 種区域に指定されている。

第 3.2-27 表(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準（伊万里市及び有田町）

| 時間の区分 区域の区分 | 朝 (午前 6 時から 午前 8 時まで) | 昼 間 (午前 8 時から 午後 7 時まで) | 夕 (午後 7 時から 午後 11 時まで) | 夜 間 (午後 11 時から 翌日の午前 6 時 まで) |
|----------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 第 1 種区域 | 45 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル | 45 デシベル |
| 第 2 種区域 | 50 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル | 50 デシベル |
| 第 3 種区域 | 65 デシベル | 65 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 第 4 種区域 | 70 デシベル | 70 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル |

備考
第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第 2 種区域；住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第 3 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第 4 種区域；主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 27 号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年佐賀県告示第 399 号）

より作成

*佐賀県では、町の区域においては県が規制地域の指定を行っている。なお、規制事務等は町が行っている。

第 3.2-27 表(2) 特定工場等において発生する騒音の規制基準 (佐世保市)

| 時間の区分 区域の区分 | 朝 (午前 6 時から 午前 8 時まで) | 昼 間 (午前 8 時から 午後 8 時まで) | 夕 (午後 8 時から 午後 10 時まで) | 夜 間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで) |
|--|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 第 1 種区域 | 45 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |
| 第 2 種区域 | 50 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| 第 3 種区域 | 60 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| 第 4 種区域 | 65 デシベル | 70 デシベル | 65 デシベル | 55 デシベル |
| <p>備考</p> <p>第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>第 1 種区域；都市計画法（昭和 43 年法第 100 号）に基づく第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域</p> <p>第 2 種区域；都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町、鹿町町の一部</p> <p>第 3 種区域；都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び吉井町、世知原町、小佐々町、江迎町の一部</p> <p>第 4 種区域；都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域の一部及び世知原町、小佐々町の一部</p> | | | | |

注：第 2 種、第 3 種及び第 4 種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム幼保連携型認定こども園の敷地の周囲約 50m の範囲内は、それぞれさらに 5 デシベル低い値を基準値とする。

〔「騒音規制のしおり」(佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)より作成〕

第 3.2-28 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

| 地域の区分 | 基準値 | 作業時刻 | 1日当たりの作業時間 | 連続作業時間 | 作業日 |
|--|------------|---------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 1号区域 | 85 デシベル | 午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと | 10時間を 超えないこと | 連続6日を 超えない こと | 日曜日 その他の休日 でないこと |
| 2号区域 | | 午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと | 14時間を 超えないこと | | |
| 備考 | | | | | |
| <p>1. 伊万里市及び有田町の区域において、1号区域とは次のとおりである。</p> <p>「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成24年伊万里市告示第27号）及び「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成24年佐賀県第399号）により第1種区域、第2種区域及び第3種区域として定められた区域の全域及び第4種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から50m以内の区域</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>(6) 伊万里市の区域における、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>2. 佐世保市の区域において、1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>1号区域；第3.2-27表(2)における第1種区域、第2種区域、第3種区域及び都市計画法に基づく工業地域内にある学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域</p> <p>2号区域；第3.2-27表(2)における第4種区域</p> | | | | | |

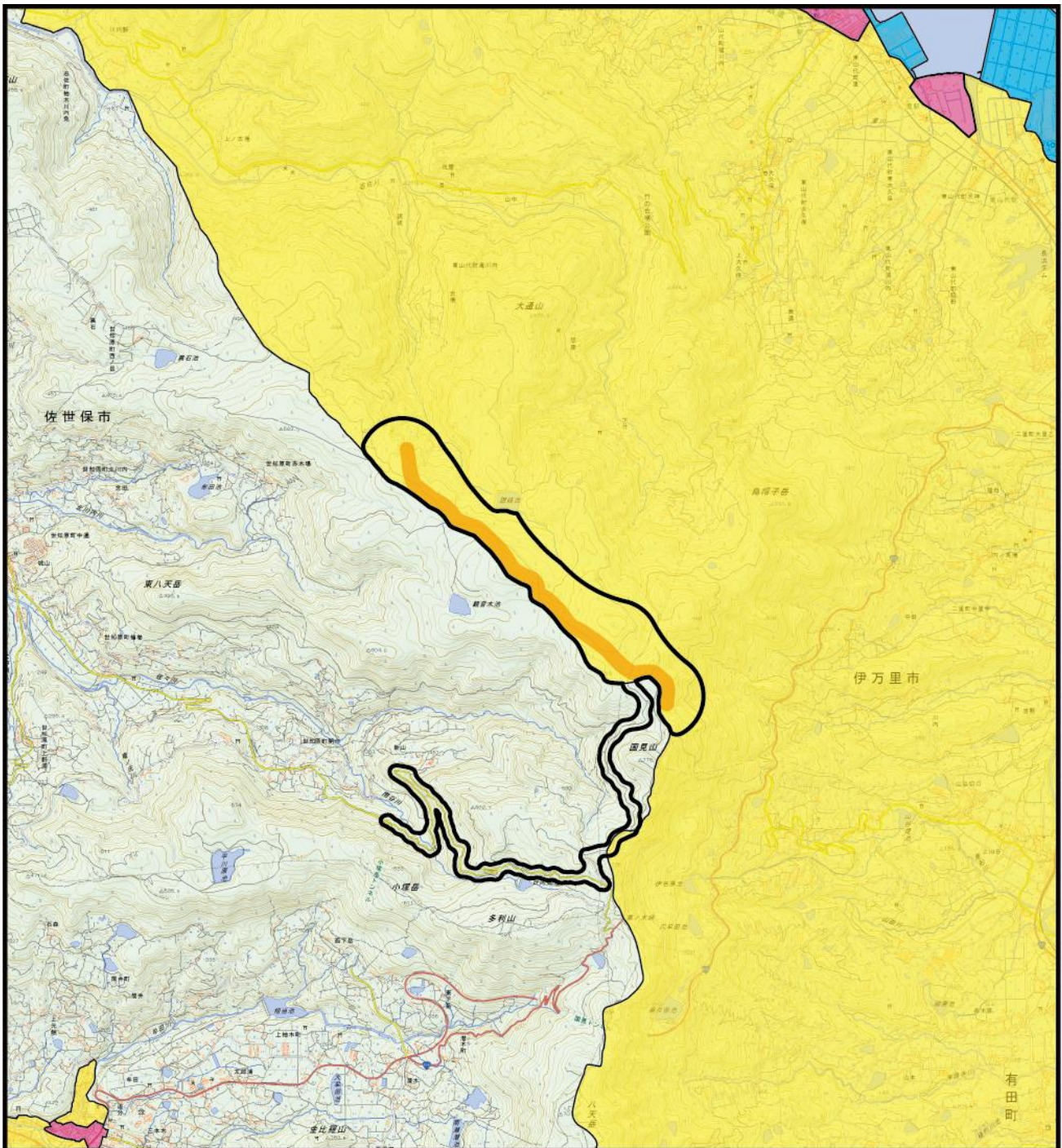
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
 (昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：平成27年4月20日)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に関する区域」
 (平成24年伊万里市告示第28号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号に関する区域」
 (平成4年佐賀県告示第400号)
 「騒音規制のしおり」(佐世保市HP、閲覧：平成30年6月) より作成

第 3.2-29 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度






| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|--|---|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 昼 間 (午前 6 時から 午後 10 時まで) | 夜 間 (午後 10 時から 午前 6 時まで) |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| <p>備考</p> <p>1. 伊万里市及び有田町の区域において、a 区域、b 区域及び c 区域とはそれぞれ次のとおりである。</p> <p>a 区域；「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 27 号）及び「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年佐賀県第 399 号）により第 1 種区域として定められた区域</p> <p>b 区域；同告示により第 2 種区域として定められた区域</p> <p>c 区域；同告示により第 3 種区域及び第 4 種区域として定められた区域</p> <p>2. 佐世保市の区域において、a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次のとおりである。</p> <p>a 区域；都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</p> <p>b 区域；都市計画法に基づく第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、小佐々町、世知原町及び吉井町の一部</p> <p>c 区域；都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、小佐々町、世知原町及び吉井町の一部</p> | | | |

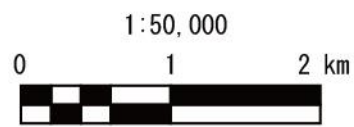
注：幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15m、2 車線を越える道路の敷地境界線から 20m まで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める総理府令の備考に規定する a 区域、b 区域及び c 区域」（平成 24 年伊万里市告示第 33 号）
「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める総理府令の備考に規定する a 区域、b 区域及び c 区域」（平成 24 年佐賀県告示第 121 号）
「平成 28 年度環境騒音・道路交通騒音測定結果」（佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月） 　　より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  第2種区域
-  第3種区域
-  第4種区域



「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成24年伊万里市告示第27号)
 「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」(平成4年佐賀県告示第399号)
 「騒音規制区域図」(佐世保市HP、閲覧:平成30年6月)より作成

第 3.2-14 図 騒音規制法に基づく騒音の規制地域指定の状況

③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日)に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-30 表～第 3.2-32 表のとおりである。

伊万里市、有田町*及び佐世保市では規制地域及び規制基準の指定を行っており、第 3.2-15 図のとおり事業実施想定区域の周囲に第 1 種区域及び第 2 種区域がある。

第 3.2-30 表(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (伊万里市及び有田町)

| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで) | 夜 間 (午後 7 時から翌日の午前 8 時まで) |
|---|---------------------------|------------------------------|
| 第 1 種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第 2 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 24 年伊万里市告示第 30 号) 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成 4 年佐賀県告示第 402 号) より作成 | | |

第 3.2-30 表(2) 特定工場等において発生する振動の規制基準 (佐世保市)

| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 (午前 8 時から午後 8 時まで) | 夜 間 (午後 8 時から翌日の午前 8 時まで) |
|--|---------------------------|------------------------------|
| 第 1 種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第 2 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 備考 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 第 1 種区域；都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 第 2 種区域；都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 〔「振動規制のしおり」(佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)より作成〕 | | |

*佐賀県では、町の区域においては県が規制地域の指定を行っている。なお、規制事務等は町が行っている。

第 3.2-31 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

| 地域の区分 | 基準値 | 作業時刻 | 1日当たりの作業時間 | 連続作業時間 | 作業日 |
|-------|------------|---------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 1号区域 | 75 デシベル | 午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと | 10時間を 超えないこと | 連続6日を 超えない こと | 日曜日 その他の休日 でないこと |
| 2号区域 | | 午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと | 14時間を 超えないこと | | |

備考

- 伊万里市及び有田町の区域において、1号区域とは次のとおりである。
「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成24年伊万里市告示第30号)及び
「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」(平成4年佐賀県告示第402号)により
第1種区域として定められた区域の全域及び第2種区域。ただし、同告示に係る図面において
青色で着色された区域については次に掲げる施設の敷地の境界線から80m以内の区域
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規
定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
(6) 伊万里市の区域における、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども
園
- 佐世保市の区域において、1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
1号区域；都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中
高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地
域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域内における学
校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こど
も園の敷地の周囲80mの区域
2号区域；都市計画法に基づく工業地域

「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日)

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域」(平成24年伊万里市告示第34号)

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域」(平成4年佐賀県告示第403号)

「振動規制のしおり」(佐世保市HP、閲覧：平成30年6月)

より作成

第 3.2-32 表 道路交通振動の要請限度

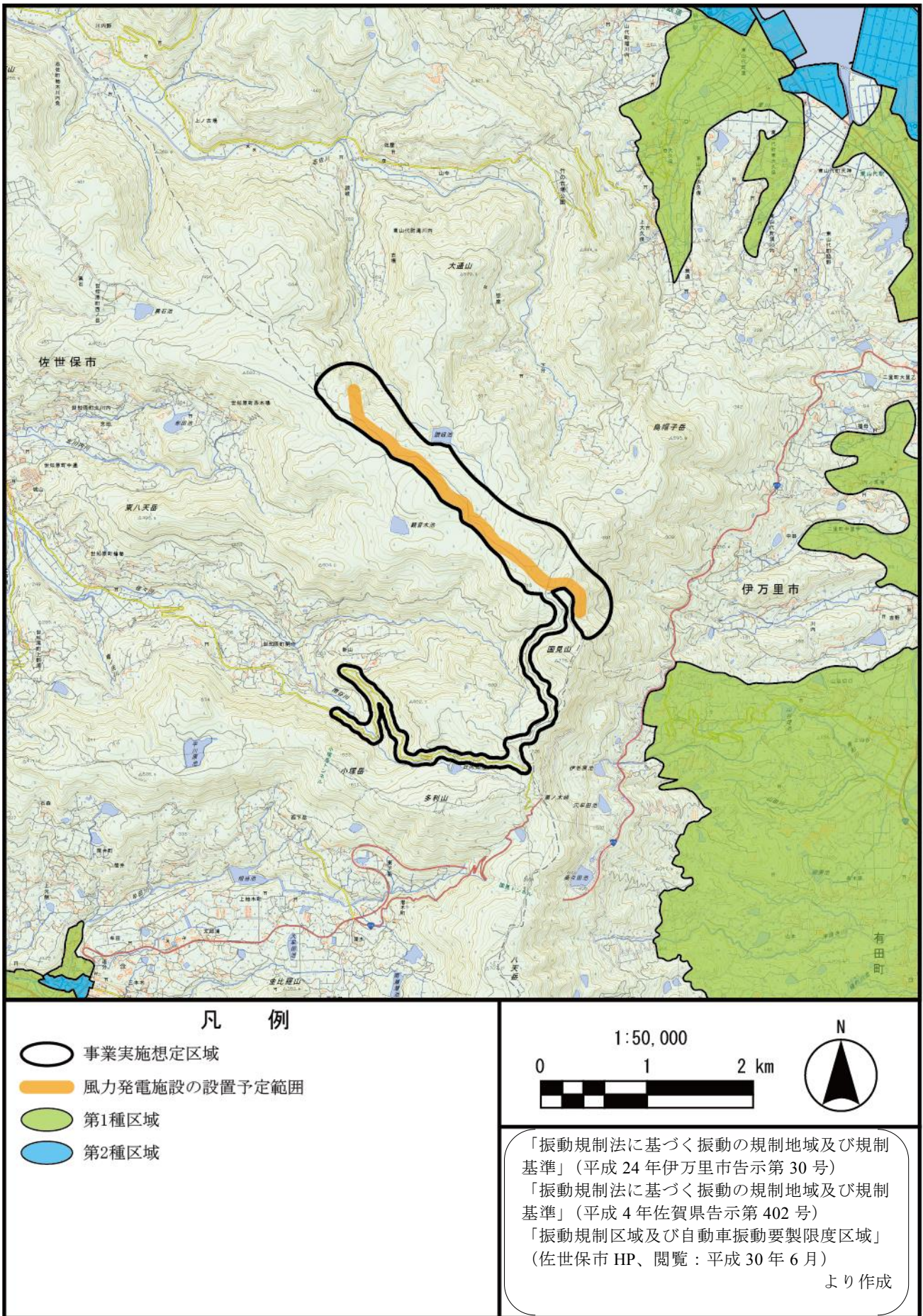
| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 | 夜 間 |
|----------------|---------|---------|
| 第 1 種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |
| 第 2 種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |

備考

- 伊万里市及び有田町の区域において、第 1 種区域及び第 2 種区域とは次のとおりである。
 第 1 種区域；「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 30 号）及び「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 4 年佐賀県告示第 402 号）により第 1 種区域として定められた区域
 第 2 種区域；同告示により第 2 種区域として定められた区域
- 伊万里市及び有田町の区域において、昼間及び夜間の時間は次のとおりである。
 昼間；午前 8 時から午後 7 時まで
 夜間；午後 7 時から翌日午前 8 時まで
- 佐世保市の区域において、第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 第 1 種区域；都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
 第 2 種区域；都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 佐世保市の区域において、昼間及び夜間の時間は次のとおりである。
 昼間；午前 8 時から午後 8 時まで
 夜間；午後 8 時から翌日午前 8 時まで

「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」（平成 24 年伊万里市告示第 34 号）
 「振動規制法施行規則別表第 1 の付表の第 1 号に規定する区域」（平成 4 年佐賀県告示第 403 号）
 「振動規制のしおり」（佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
 佐世保市へのヒアリング（平成 30 年 6 月）

より作成



第 3.2-15 図 振動規制法に基づく振動の規制地域指定の状況

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められている（第 3.2-33 表）。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3.2-33 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害項目）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|--|---------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 0.03 mg Cd/L |
| シアン化合物 | 1 mg CN/L |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。） | 1 mg/L |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg Pb/L |
| 六価クロム化合物 | 0.5 mg Cr(VI)/L |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 mg As/L |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg Hg/L |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/L |
| トリクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/L |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/L |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/L |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/L |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L |
| チウラム | 0.06 mg/L |
| シマジン | 0.03 mg/L |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/L |
| ベンゼン | 0.1 mg/L |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg Se/L |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | (※) 100 mg/L |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/L |
| 備考 | |
| <p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> | |

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成〕

第 3.2-33 表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

| 項 目 | 許容限度 |
|--|------------------------------|
| 水素イオン濃度（pH） | 海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0 |
| 生物化学的酸素要求量（BOD） | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| 化学的酸素要求量（COD） | 160mg/L(日間平均 120mg/L) |
| 浮遊物質（SS） | 200mg/L(日間平均 150mg/L) |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） | 5mg/L |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） | 30mg/L |
| フェノール類含有量 | 5mg/L |
| 銅含有量 | 3mg/L |
| 亜鉛含有量 | 2mg/L |
| 溶解性鉄含有量 | 10mg/L |
| 溶解性マンガン含有量 | 10mg/L |
| クロム含有量 | 2mg/L |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000 個/cm ³ |
| 窒素含有量 | 120mg/L(日間平均 60mg/L) |
| 磷含有量 | 16mg/L(日間平均 8mg/L) |
| 備考 | |
| <p>1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p> | |

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 28 年 11 月 15 日）より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号、最終改正：平成23年12月14日）第3条及び第4条に基づき都道府県知事（市の区域内については、市長。）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第1号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第2号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第3号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

伊万里市では、「臭気指数」による地域の規制が行われており、規制基準は第3.2-34表のとおりである。

有田町※及び佐世保市では「特定悪臭物質の濃度」による地域の規制が行われており、規制基準は第3.2-35表及び第3.2-36表のとおりである。

規制地域の指定状況は第3.2-16図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に規制地域がある。

第3.2-34表 悪臭に係る規制基準（伊万里市）

| 規制基準 | |
|-------|--|
| 第1号基準 | 臭気指数12 |
| 第2号基準 | 第1号に定める基準を基礎として、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数 |
| 第3号基準 | 第1号に定める基準を基礎として、「悪臭防止法施行規則」第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。 |

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成30年伊万里市告示第65号）より作成〕

※佐賀県では、町の区域においては県が規制地域の指定を行っている。

第 3.2-35 表(1) 悪臭に係る規制基準（有田町・敷地境界線の地表）

(単位：ppm)

| 特定悪臭物質名 | 許容限度 |
|--------------|--------|
| アンモニア | 1 |
| メチルメルカプタン | 0.002 |
| 硫化水素 | 0.02 |
| 硫化メチル | 0.01 |
| 二硫化メチル | 0.009 |
| トリメチルアミン | 0.005 |
| アセトアルデヒド | 0.05 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 |
| イソブタノール | 0.9 |
| 酢酸エチル | 3 |
| メチルイソブチルケトン | 1 |
| トルエン | 10 |
| スチレン | 0.4 |
| キシレン | 1 |
| プロピオン酸 | 0.03 |
| ノルマル酪酸 | 0.001 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 |
| イソ吉草酸 | 0.001 |

「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」
 (昭和 50 年佐賀県告示第 64 号) より作成

第 3.2-35 表(2) 悪臭に係る規制基準 (有田町・気体排出口)

- ① 特定悪臭物質 (メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

(この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

q : 流量 (単位 : 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時)

He : ②に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 : メートル)

Cm : 第 3.2-35 表(1)に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値 (単位 : 百万分率)

②に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)

- ② 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)})/(1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.03 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/(\sqrt{(Q \cdot V)})) \times (1460 - 296 \times (V/(T-288))) + 1$$

(これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

He : 補正された排出口の高さ (単位 : メートル)

Ho : 排出口の実高さ (単位 : メートル)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (単位 : 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 : メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 : 絶対温度)

[「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(昭和 50 年佐賀県告示第 64 号) より作成]

第 3.2-35 表(3) 悪臭に係る規制基準（有田町・排水中における濃度）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$CLm = k \times Cm$

（この式において、CLm、k 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。）

CLm：排水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

k：次表に掲げる悪臭物質の種類及び同表に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Cm：第 3.2-35 表(1)に規定する悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

(単位：mg/L)

| 特定悪臭物質 | 当該事業場から敷地外に排出される排水の量 (m³/s) | | |
|-----------|-----------------------------|----------------------|-----------|
| | $Q \leq 0.001$ | $0.001 < Q \leq 0.1$ | $0.1 < Q$ |
| メチルメルカプタン | 16 | 3.4 | 0.71 |
| 硫化水素 | 5.6 | 1.2 | 0.26 |
| 硫化メチル | 32 | 6.9 | 1.4 |
| 二硫化メチル | 63 | 14 | 2.9 |

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 50 年佐賀県告示第 64 号）より作成〕

第 3.2-36 表(1) 悪臭に係る規制基準（佐世保市・敷地境界の大気）

(単位：ppm)

| 特定悪臭物質名 | A 区域 | B 区域 |
|--------------|--------|-------|
| アンモニア | 1 | 1 |
| メチルメルカプタン | 0.002 | 0.004 |
| 硫化水素 | 0.02 | 0.06 |
| 硫化メチル | 0.01 | 0.05 |
| 二硫化メチル | 0.009 | 0.03 |
| トリメチルアミン | 0.005 | 0.02 |
| アセトアルデヒド | 0.05 | 0.1 |
| スチレン | 0.4 | 0.8 |
| プロピオン酸 | 0.03 | 0.07 |
| ノルマル酪酸 | 0.002 | 0.006 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009 | 0.002 |
| イソ吉草酸 | 0.001 | 0.004 |
| プロピオンアルデヒド | 0.05 | 0.1 |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009 | 0.03 |
| イソブチルアルデヒド | 0.02 | 0.07 |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009 | 0.02 |
| イソバレルアルデヒド | 0.003 | 0.006 |
| イソブタノール | 0.9 | 0.4 |
| 酢酸エチル | 3 | 7 |
| メチルイソブチルケトン | 1 | 3 |
| トルエン | 10 | 30 |
| キシレン | 1 | 2 |

注：A 区域及び B 区域とはそれぞれ以下のとおりである。

A 区域；都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域のうち、鵜渡町、鹿子前町の一部、小佐々町及び世知原町の一部

B 区域；都市計画法に基づく工業地域及び小佐々町及び世知原町の一部

〔「悪臭防止のしおり」(佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月より作成)〕

第 3.2-36 表(2) 悪臭に係る規制基準（佐世保市・煙突等からの排出ガス）

第 3.2-36 表(1)に掲げる規制基準の値を基礎として、「悪臭防止法施行規則」第 3 条に定める方法により算出して得た流量を基準としたもの。

この規制は、22 悪臭物質のうち、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、及びイソ吉草酸を除く。また、有効煙突高 5m 未満の場合については適用されない。

〔「悪臭防止のしおり」(佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月より作成)〕

第 3.2-36 表 (3) 悪臭に係る規制基準 (佐世保市・排水)

(単位: ppm)





| 特定悪臭物質名 | 排出量 | 0.01 以下の場合 | 0.001 を超え、 0.1 以下の場合 | 0.1 を超える場合 |
|-----------|------|------------|-------------------------|------------|
| | 区域 | | | |
| メチルメルカプタン | A 区域 | 0.03 | 0.007 | 0.002 |
| | B 区域 | 0.06 | 0.01 | 0.003 |
| 硫化水素 | A 区域 | 0.1 | 0.02 | 0.005 |
| | B 区域 | 0.3 | 0.07 | 0.02 |
| 硫化メチル | A 区域 | 0.3 | 0.07 | 0.01 |
| | B 区域 | 2 | 0.3 | 0.07 |
| 二硫化メチル | A 区域 | 0.6 | 0.1 | 0.03 |
| | B 区域 | 2 | 0.4 | 0.09 |

注: 区域については、第 3.2-36 表(1)の注を参照。

〔「悪臭防止のしおり」(佐世保市 HP、閲覧:平成 30 年 6 月より作成)〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
- 有田町
-  悪臭規制区域
- 佐世保市
-  悪臭A区域

1:50,000



「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」
 (昭和50年佐賀県告示第64号)
 「悪臭防止のしおり」(佐世保市HP、閲覧:平成30年6月)より作成

第 3.2-16 図 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域指定の状況

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-37 表のとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、伊万里市、有田町及び佐世保市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-37 表(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

| 特定有害物質の種類 | 要件 |
|-----------------|--|
| カドミウム及びその化合物 | 検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | 検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。 |
| クロロエチレン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.003mg 以下であること。 |
| シアン化合物 | 検液中にシアンが検出されないこと。 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.004mg 以下であること。 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下であること。 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.04mg 以下であること。 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.002mg 以下であること。 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.02mg 以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | 検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。 |
| セレン及びその化合物 | 検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 1mg 以下であること。 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.006mg 以下であること。 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.03mg 以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | 検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。 |
| 砒素及びその化合物 | 検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。 |
| ふっ素及びその化合物 | 検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.01mg 以下であること。 |
| ほう素及びその化合物 | 検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機りん化合物 | 検液中に検出されないこと。 |

「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 29 年 12 月 27 日）より作成

第 3.2-37 表 (2) 区域の指定に係る基準 (土壌含有量基準)

| 特定有害物質の種類 | 要件 |
|--------------|--------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。 |
| 六価クロム化合物 | 土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。 |
| シアン化合物 | 土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。 |
| 水銀及びその化合物 | 土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。 |
| セレン及びその化合物 | 土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。 |
| 鉛及びその化合物 | 土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。 |
| 砒素及びその化合物 | 土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。 |
| ふっ素及びその化合物 | 土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。 |
| ほう素及びその化合物 | 土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。 |

「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正:平成 29 年 12 月 27 日)より作成

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、佐賀県及び長崎県において「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号、最終改正:平成 26 年 6 月 13 日)及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号、最終改正:平成 12 年 5 月 31 日)に基づく規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、最終改正:平成 26 年 6 月 13 日)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、最終改正:平成 26 年 6 月 4 日)により、事業活動等に伴って発生した廃棄物(石綿等含有廃建材を含む。)は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号、最終改正：平成28年5月27日)により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号、最終改正：平成27年9月9日)の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、佐賀県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」(平成14年佐賀県条例第48号)に基づき、平成16年3月に「佐賀県地球温暖化対策計画」を策定し、温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの削減目標は「2030年度は基準年度(2013年度)比で27%の削減を目指すこと」と定められている。

また、長崎県では、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」(平成20年長崎県条例第15号)において、特定事業者は温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減報告書を長崎県に提出することが義務付けられている

(3) その他の環境保全計画等

① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、環境保全と経済発展が両立し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現していくために、平成12年3月に「佐賀県環境基本計画」が策定されている。

平成28年3月に策定された「第3期佐賀県環境基本計画」(佐賀県、平成28年)では、平成28年度から概ね5年間を対象期間としており、「温暖化対策、生活環境保全、自然環境保全など環境を保全する」ことを基本として、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するために、10年程度先を展望し、県民の主要な活動と舞台や背景に分けて第3.2-38表に示す目指す姿を設定している。また、目指す姿を実現するための施策の展開は第3.2-39表のとおりである。

第3.2-38表 佐賀県を目指す姿

| 項目 | 目指す姿 |
|----------|--|
| くらし | 省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。 |
| まちづくり | 快適で持続可能なまちづくりが進められています。 |
| 産業 | 環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環が生まれています。 |
| 自然 | 佐賀の豊かな自然の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。 |
| 安全・安心な環境 | 安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。 |
| 参加 | 県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。 |

注：CSOは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体のことである。
〔第3期佐賀県環境基本計画〕(佐賀県、平成28年)より作成

第 3.2-39 表 施策の展開

| 施策 | 実施項目 |
|-----------------------|--|
| 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進 | ①地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギー等の推進 |
| 安全・安心で快適な生活環境の保全 | ①大気環境の保全 ②水環境・土壌環境の保全 ③玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ④化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組 |
| 循環型社会の実現 | ①循環型社会の形成促進 ②安全・安心な廃棄物対策 |
| 多様な自然環境の保全・活用 | ①生物多様性の保全・活用～生物多様性佐賀県戦略～ ②有明海の再生 ③地域環境の保全と再生 ④自然環境の利活用 |
| 環境を考慮して行動する人づくり | ①環境教育・環境学習等の推進 ②各主体のネットワークによる環境への取組の推進 |
| 環境を考えた地域づくり | ①環境情報の充実と発信 ②危機管理体制の充実 ③多様な環境保全の手法の活用 ④環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ⑤豊かで潤いのある地域づくり ⑥環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり ⑦広域的取組（共同調査研究など） |

〔第 3 期佐賀県環境基本計画〕（佐賀県、平成 28 年）より作成

② 伊万里市環境基本計画

伊万里市では、「今日の環境問題に対処し、市民、事業者、CSO や行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全し、再生、創造することにより、環境の恵みを将来に引き継ぐ」ことを目指し、平成 18 年に「伊万里市環境基本条例」（平成 18 年伊万里市条例第 23 号）が制定されている。この条例の第 10 条に基づき「伊万里市環境基本計画」が策定されていたが、計画策定から 10 年が経過し、環境を取り巻く状況等の変化に対応し、今後の施策の展開方法と具体的な取り組み内容を盛り込み、良好な環境を将来へ継承するとともに、人と自然が共生できるまちづくりを推進する計画として見直しが行われた。新たに策定された「第 2 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、平成 28 年）において、目指す姿を実現するための施策の展開は第 3.2-40 表のとおりである。

第 3.2-40 表 施策の展開

| 環境 都市像 | 基本目標 | 実施項目 |
|--------------------|------------------------------------|--|
| 豊かな自然と人が共生するまち・伊万里 | 水・空気がおいしい まち伊万里 (生活環境) | ①大気、水、土壌の保全 ②騒音、振動、悪臭対策 ③ペット等飼育マナーの向上 |
| | 地域の風土を活かした 美しいまち伊万里 (まちなみ環境) | ①清掃、美化意識の推進 ②歴史的まちなみの利活用 ③公園、緑地（みどり）の整備 |
| | 豊かな自然があふれる まち伊万里 (自然環境) | ①自然環境の保全 ②生物多様性の確保 |
| | 地域にやさしい まち伊万里 (地球環境) | ①省エネルギー、地球温暖化対策 ②再生可能エネルギーの導入 ③省資源化対策、循環型社会の構築 |
| | 次の世代を考える まち伊万里 (地球保全全体) | ①環境学習と保全活動の推進 ②環境意識の向上 |

〔「第 2 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、平成 28 年）より作成〕

③ 有田町総合計画

有田町では、時代の潮流を捉え、中長期的視野に立った計画的かつ安定的な行政運営を住民一体となって行うための、まちづくりの最も根幹となる計画として、平成 30 年 3 月に「第 2 次有田町総合計画」が策定された。計画期間は平成 39 年度までの 10 年間であり、10 年後に向けた街の将来像を「ひとつながり ひとつどう 世界に誇れるまち 有田」と定めて、その実現を目指している。

環境の保全等については、「安全安心で、自然と共存できるクリーンなまち」が基本目標として掲げられており、その施策の体系は第 3.2-41 表のとおりである。

第 3.2-41 表 施策の展開

| 施策 | 実施施策 | 主要事業 |
|------------|-------------|--------------------|
| 生活環境の充実と整備 | 循環型社会の構築 | ゴミの減量化 |
| | | 廃棄物の再利用と再資源化 |
| | | 不法投棄監視体制の強化 |
| | | 環境に関する教育及び学習機会の充実 |
| | | クリーンエネルギーの利用 |
| | 安心安全な水道水の供給 | 水道施設の整備、更新及び改良 |
| | | 水資源保護の推進 |
| | | 水道事業の健全化 |
| | 生活排水などの処理 | 汚水処理事業の推進 |
| | | 接続の促進 |
| | 公園・緑地の維持 | 身近な公園の維持 |
| | | 公園・緑地などの維持・管理体制の充実 |
| | 住宅整備と定住化の推進 | 町営住宅と定住促進住宅の適正な管理 |
| | | 空き家の定期性管理と流通促進 |
| | | 移住と定住の促進 |

〔「第 2 次有田町総合計画」(有田町、平成 30 年)より作成〕

④ 長崎県環境基本計画

長崎県では、「長崎県環境基本条例」(平成 9 年長崎県条例第 47 号)に基づき、平成 12 年 1 月に「第 1 次長崎県環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきた。その後、平成 16 年 12 月に計画の見直し、平成 23 年 3 月には計画の改定が行われており、県の状況を社会経済情勢の変化も踏まえつつ整理したうえで、長崎県環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けた取組を強化するため、平成 28 年 3 月に「第 3 次長崎県環境基本計画」を策定した。県のめざすべき環境像を「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」と定め、平成 32 年度を目標年度として、環境像の実現に向けて取り組んでいる。

計画の概要は第 3.2-42 表のとおりである。

第 3.2-42 表 「第 3 次長崎県環境基本計画」の概要

| 環境像 | 基本目標 | 施策の方向性 |
|----------------------------|---------------------------|---------------------|
| 海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県 | 基本目標 I 低炭素社会づくり | 1 地球温暖化防止対策（緩和策）の推進 |
| | | 2 気候変動への適応策の検討及び推進 |
| | 基本目標 II 人と自然が共生する地域づくり | 1 生物多様性の保全 |
| | | 2 自然の恵みがもたらす地球資源の活用 |
| | 基本目標 III 循環型社会づくり | 1 ゴミゼロながさきの推進 |
| | | 2 廃棄物の適正処理と利活用の促進 |
| | 基本目標 IV 安全・安心で快適な環境づくり | 1 大気環境の保全 |
| | | 2 水環境の保全 |
| | | 3 環境保健の推進 |
| | | 4 快適で美しいまちの保全 |

〔「第 3 次長崎県環境基本計画」（長崎県、平成 28 年）より作成〕

⑤ 佐世保市環境基本計画（2018～2027）

佐世保市では、「佐世保市環境基本条例」（平成 17 年佐世保市条例第 5 号）に基づき、市の目指す環境像を掲げ、その実現に向け、良好な環境の保全等に関する施策を総合的、計画的かつ効率良く推進するための基本として平成 9 年 3 月に「佐世保市環境基本計画」を策定した。以来、変わりゆく環境問題に対応するため、平成 20 年 3 月の改定、平成 25 年 3 月の中間見直しを経て、平成 30 年 3 月に「佐世保市環境計画（2018～2027）」を策定した。計画の期間は平成 39 年度までの 10 年間であり、市の目指すべき環境像として「自然と共に生きるまち させぼ」を掲げている。

計画の施策体系は第 3.2-43 表のとおりである。

第 3.2-43 表 施策の展開

| 環境像 | 基本目標 | 取り組みの方向性 |
|-------------------------|---|---------------------------------|
| 自然とともに生きるまち させば | 基本目標 1 自然環境の保全 | 1-①自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する |
| | | 1-②生物の多様性を保全する |
| | | 1-③自然とのふれあいを推進する |
| | | 1-④地産地消を進める |
| | 基本目標 2 快適な生活環境の保全 | 2-①良好な景観を形成する |
| | | 2-②身近な緑を豊かにする |
| | | 2-③環境の美化を図る |
| | 基本目標 3 大気・水環境の保全 | 3-①大気環境を保全する |
| | | 3-②水環境を保全する |
| | | 3-③騒音・振動・悪臭や有害物質による汚染を防止する |
| | 基本目標 4 ごみの減量・資源化 | 4-①ごみになるものを断る（リフューズ Refuse） |
| | | 4-②ごみになるものを減らす（リデュース Reduce） |
| | | 4-③ものをそのまま再利用する（リユース Reuse） |
| | | 4-④原材料に戻して再生利用する（リサイクル Recycle） |
| | | 4-⑤ごみを適正に排出・処理する |
| | 基本目標 5 地球温暖化の対策 | 5-①エネルギーを有効かつ効率的に活用する |
| | | 5-②低炭素型ライフ・ビジネススタイルを実現する |
| | | 5-③人と地球にやさしい都市構造・交通システムを整備する |
| | 基本目標 6 環境保全活動の推進 ※基本目標 1～5 までの共通基盤となる | 6-①環境マネジメントの考え方を普及する |
| | | 6-②環境情報の発信・共有を進める |
| 6-③環境教育を推進し、“環境市民”を育成する | | |
| 6-④協働による環境保全活動を展開する | | |

〔「佐世保市環境基本計画（2018～2027）」（佐世保市、平成 30 年）より作成〕

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月）に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2-44 表及び第 3.2-17 図のとおりであり、玄海国定公園及び北松県立自然公園が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

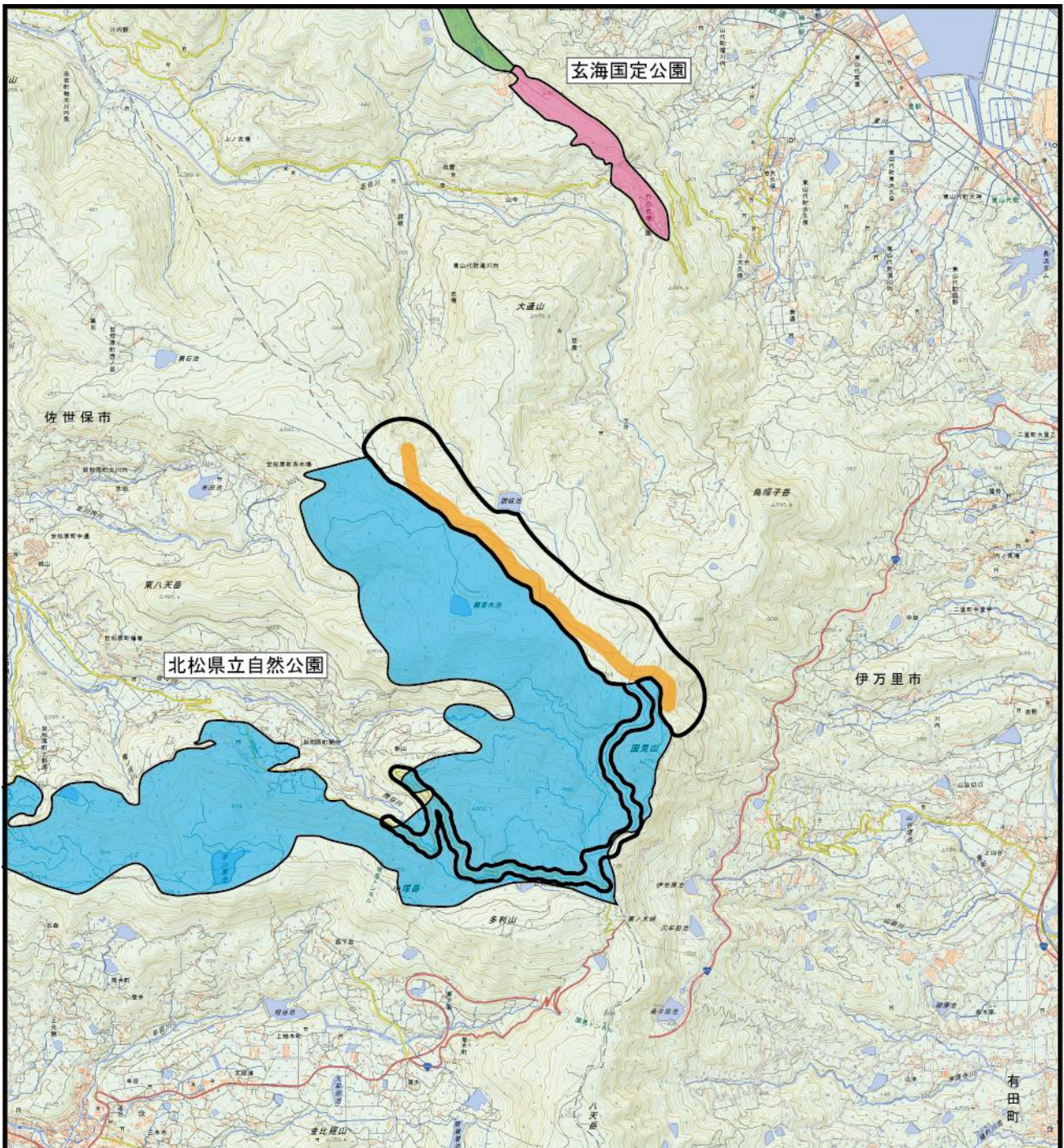
第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。






第 3.2-44 表 自然公園の概要

| 名称 (指定年月日) | 面積 (ha) | 概要 | 関係市町 |
|--------------------------------|---------|--|---------------------------|
| 玄海国定公園 (昭和 31 年 6 月 1 日) | 3,924.0 | 白砂青松の虹の松原で代表される美しい砂浜や、波の侵食によってできた豪快な洞窟七ツ釜、高さ 30m の奇岩・立神岩、玄界灘に浮かぶ島々を一望に見わたせる鏡山など、海を舞台とした数々の景勝に恵まれている。 | 唐津市 伊万里市 玄海町 |
| 北松県立自然公園 (昭和 37 年 1 月 10 日) | 3,514.2 | 大島北岸の豪壮な外洋性外食崖、屈曲に富んだ海岸線及び、玄武岩の柱状節理が見られる。内陸部は国見山を中心とした高原状の地形を呈し、御橋観音、潜龍ヶ滝等の景勝地が多く、北松八景として称されている。 | 佐世保市 平戸市 松浦市 佐々町 |

「平成 29 年版佐賀県環境白書」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「佐賀県の自然公園」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「長崎県の自然公園一覧」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「県立自然公園」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  第二種特別地域
-  第三種特別地域
-  普通地域

1:50,000



佐賀県へのヒアリング（平成 30 年 6 月）
「北松県立公園区域図」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
より作成

第 3.2-17 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は第 3.2-45 表及び第 3.2-18 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に日南郷鳥獣保護区及び国見山鳥獣保護区がある。

第 3.2-45 表 鳥獣保護区の指定状況

| 名 称 | 区 分 | 面積 (ha) | 期 限 |
|----------|-------------|---------|-------------|
| 日南郷鳥獣保護区 | 森林鳥獣生息地の保護区 | 267 | 平成32年10月31日 |
| 国見山鳥獣保護区 | 森林鳥獣生息地の保護区 | 652 | 平成31年10月31日 |

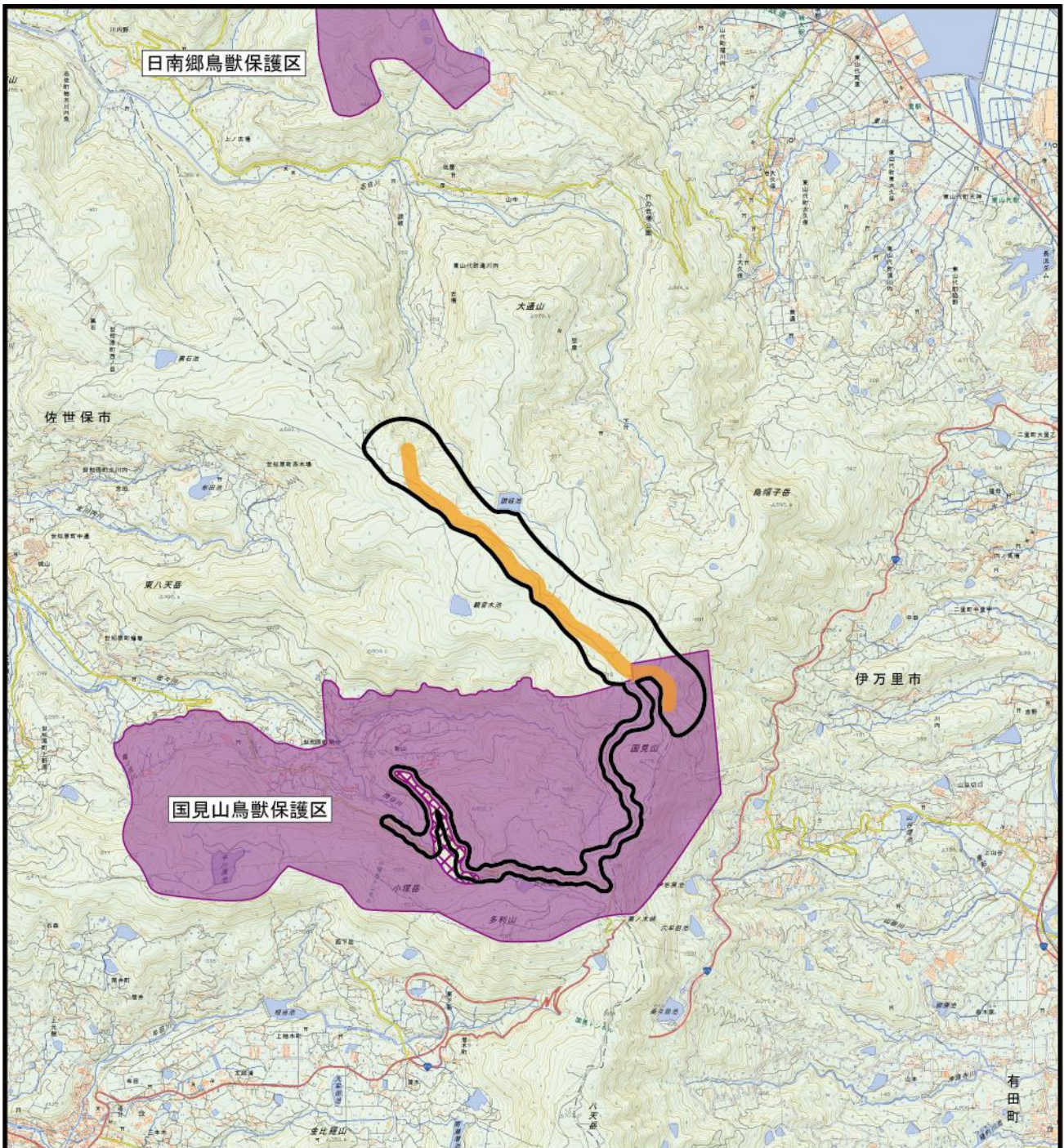
「平成 29 年度佐賀県鳥獣保護区等位置図」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「鳥獣保護区の設定の一部改正」（平成 22 年佐賀県告示第 370 号）
「鳥獣保護区特別鳥獣保護区」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区





事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく生息地等保護区はない。

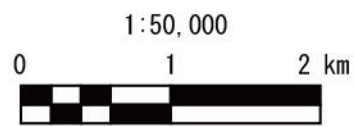
⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく湿地の区域はない。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  鳥獣保護区
-  鳥獣保護区特別保護地区



〔「平成 29 年度佐賀県鳥獣保護区等位置図」
 (佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「平成 29 年度鳥獣保護区等位置図」(長崎県
 HP、閲覧：平成 30 年 6 月) より作成〕

第 3.2-18 図 鳥獣保護区の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

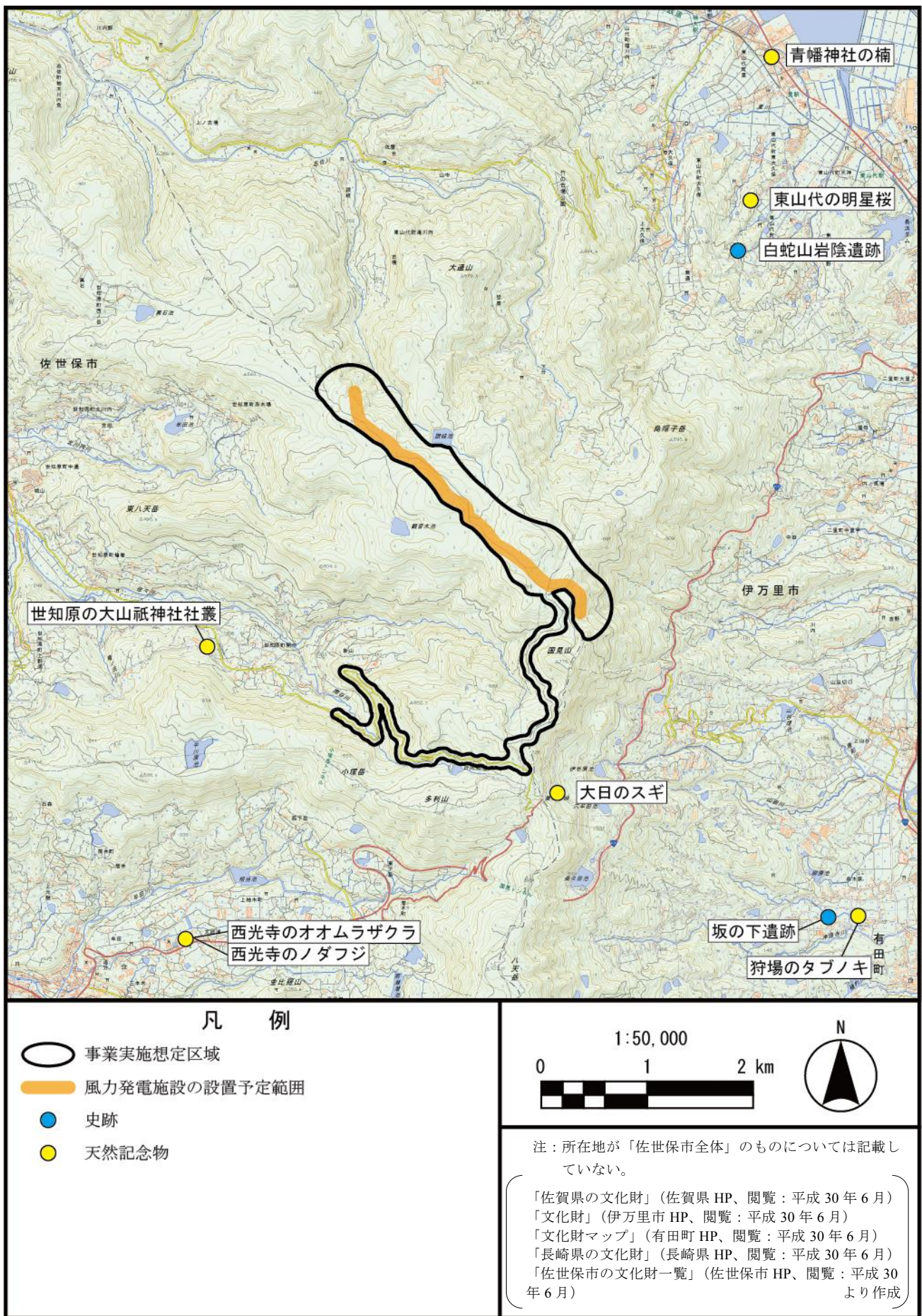
事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は第 3.2-46 表及び第 3.2-19 図のとおりである。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-47 表及び第 3.2-20 図のとおりである。

第 3.2-46 表 事業実施想定区域及びその周囲における
史跡・名勝・天然記念物

| 指定区分 | 種 類 | 名 称 | 所在地 |
|------|---------|-------------|--------------------|
| 国 | 特別天然記念物 | コウノトリ | 佐世保市全体 |
| | 天然記念物 | ツシマヤマネコ | 佐世保市全体 |
| 県 | 史 跡 | 白蛇山岩陰遺跡 | 伊万里市東山代町脇野 5541-1 |
| | 天然記念物 | 青幡神社の楠 | 伊万里市東山代町里 348 |
| | | 東山代の明星桜 | 伊万里市東山代町浦川内 5343 |
| | | 西光寺のオオムラザクラ | 佐世保市上柚木町 3213 西光寺内 |
| | | 世知原の大山祇神社社叢 | 佐世保市世知原町開作 125 |
| 有田町 | 史跡 | 坂の下遺跡 | 有田町山元乙 2818 |
| | 天然記念物 | 狩場のタブノキ | 有田町山元乙 1786 |
| | | 大日のスギ | 有田町上山谷乙 4144-4 |
| 佐世保市 | 天然記念物 | 西光寺のノダフジ | 佐世保市上柚木町 3213 西光寺内 |

「佐賀県の文化財」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「文化財」（伊万里市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「文化財マップ」（有田町 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「長崎県の文化財」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「佐世保市の文化財一覧」（佐世保市 HP、閲覧：平成 30 年 6 月） より作成



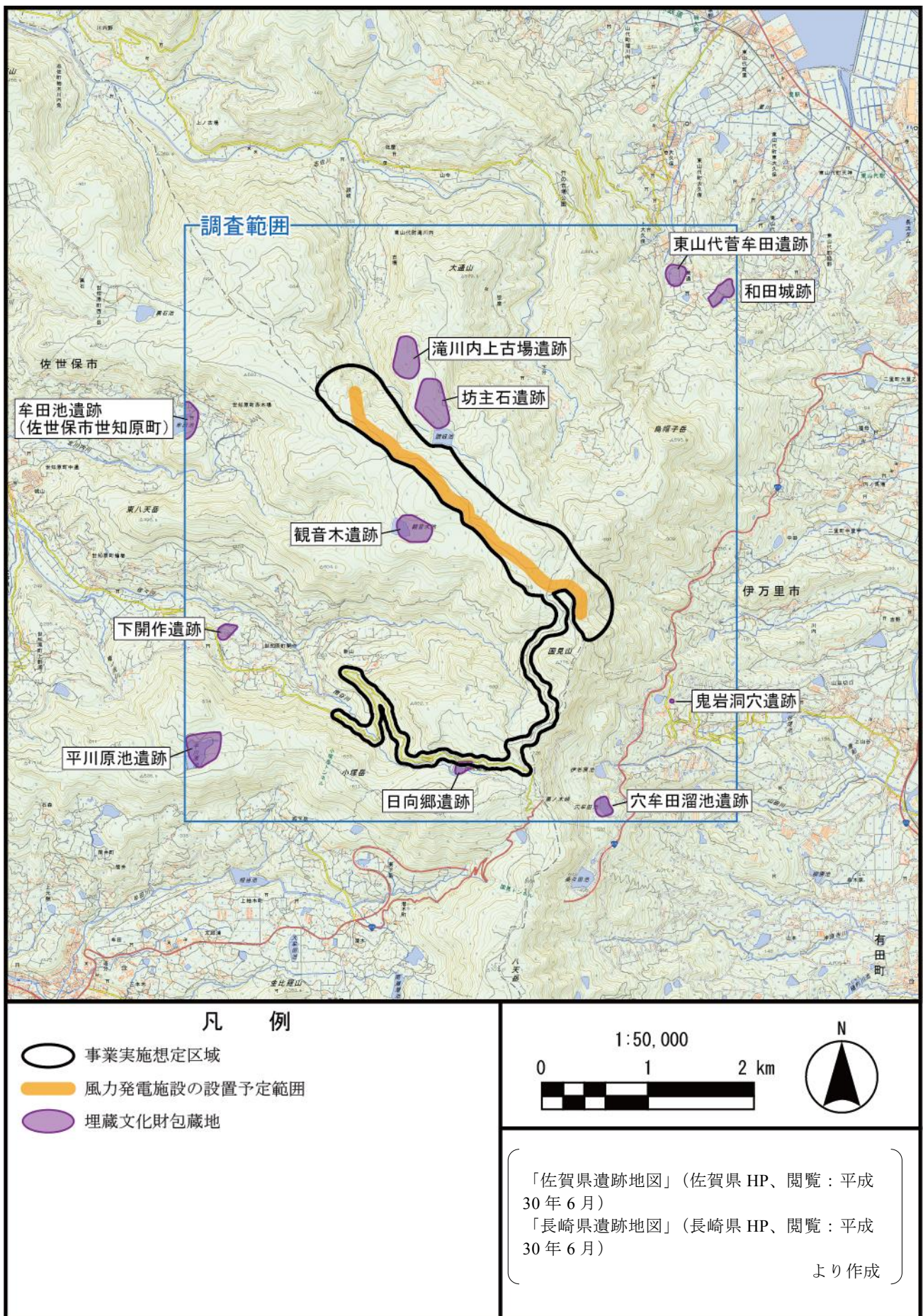
第 3.2-19 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-47 表 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

| 遺跡の名称 | 所在地 | 遺跡種別 | 時代 |
|-----------------|-------------------|-------|--------|
| 滝川内上古場遺跡 | 伊万里市東山代町大字滝川内字上古場 | 散布地 | 縄文 |
| 坊主石遺跡 | 伊万里市東山代町大字滝川内字坊主石 | 散布地 | 縄文 |
| 東山代菅牟田遺跡 | 伊万里市東山代町大字大久保字菅牟田 | 散布地 | 縄文 |
| 和田城跡 | 伊万里市東山代町大字脇野字白岩 | 城館跡 | 中世 |
| 穴牟田溜池遺跡 | 有田町上屋谷（乙）字宇神林 | 散布地 | 縄文 |
| 鬼岩洞穴遺跡 | 有田町切口（乙）字岩ノ元 | 散布地 | 旧石器、縄文 |
| 観音木遺跡 | — | 遺物包蔵地 | 旧石器、縄文 |
| 日向郷遺跡 | 佐世保市潜木町 | 遺物包蔵地 | 縄文 |
| 牟田池遺跡（佐世保市世知原町） | 佐世保市世知原町牟田免字牟田 | 遺物包蔵地 | 縄文 |
| 下開作遺跡 | 佐世保市世知原町開作 | 遺物包蔵地 | 旧石器、縄文 |
| 平川原池遺跡 | — | 遺物包蔵地 | 旧石器、縄文 |

注：「—」は、出典に記載がないことを示す。

（ 「佐賀県遺跡地図」（佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
「長崎県遺跡地図」（長崎県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月）
より作成 ）



第 3.2-20 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲の「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 29 年 5 月 12 日）に基づく景観計画区域について、佐世保市は、「佐世保市景観計画」（佐世保市、平成 22 年）により、市域全域を景観計画区域としている。同計画において、事業実施想定区域及びその周囲は「山なみゾーン」に区分されている。

② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-21 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林が存在している。事業実施想定区域内の保安林の種類は水源涵養保安林、干害防備保安林及び保健保安林である。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は第 3.2-22 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-22 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

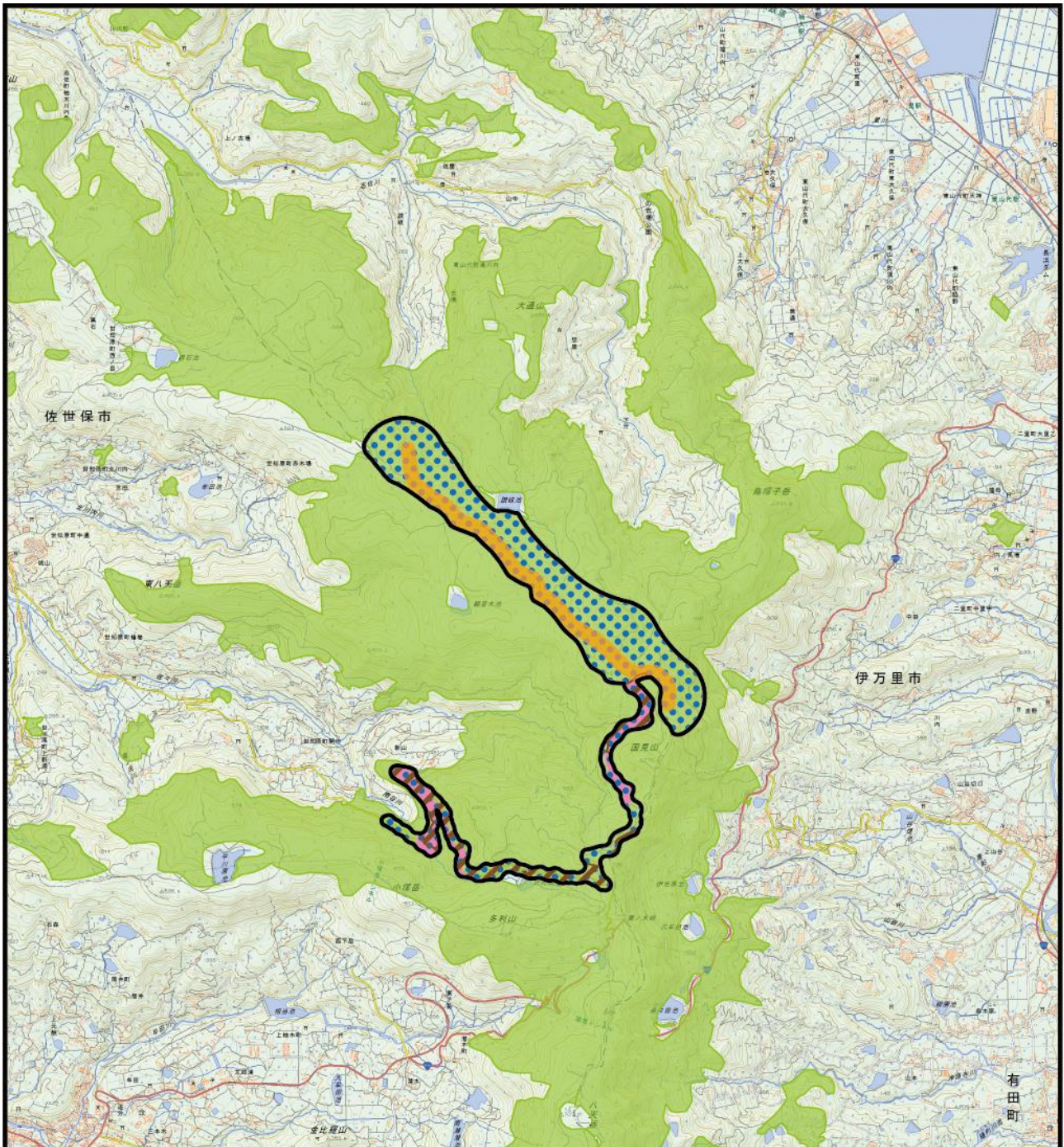
事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-22 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ **土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域**

事業実施想定区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は 第 3.2-23 図のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ **山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区**

事業実施想定区域及びその周囲における「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は 第 3.2-24 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。



凡 例

-  事業実施想定区域
 -  風力発電施設の設置予定範囲
 -  保安林
- <保安林の種類>
-  水源涵養保安林
 -  干害防備保安林
 -  保健保安林








注：事業実施想定区域における保安林の種類を記載した。

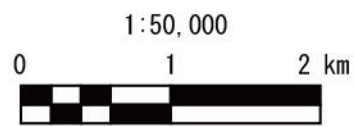
佐賀森林管理署へのヒアリング（平成30年5月）
 「国土数値情報（森林地域データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成30年6月）より作成

第 3.2-21 図 保安林の指定状況



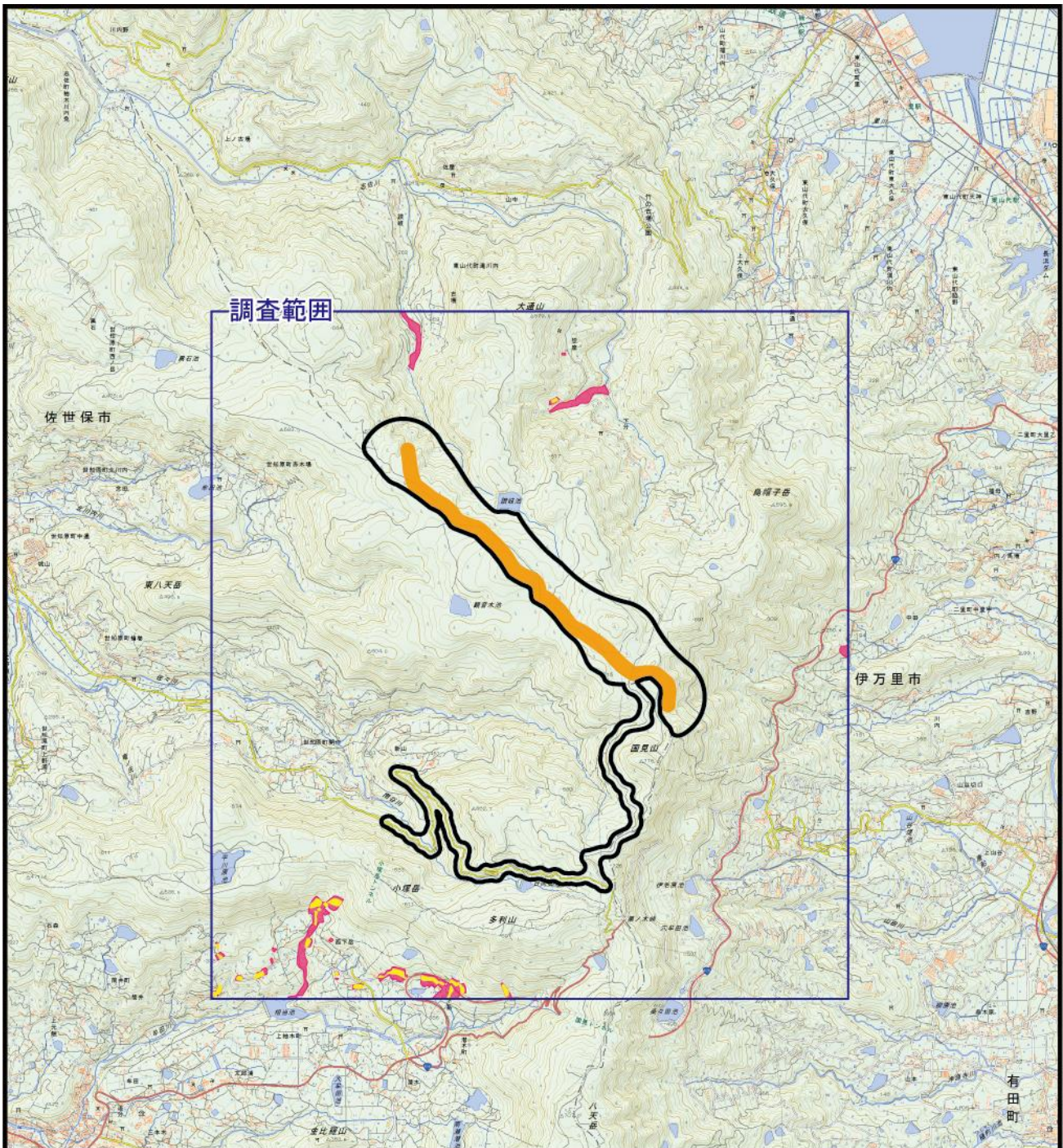
凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  砂防指定地
-  急傾斜地崩壊危険区域
-  地すべり防止区域







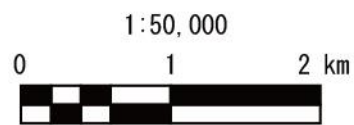
〔 佐賀県へのヒアリング（平成 30 年 6 月）
「長崎県総合防災 GIS」（長崎県 HP、平成：30
年 6 月）より作成 〕

第 3.2-22 図 砂防指定地等の状況



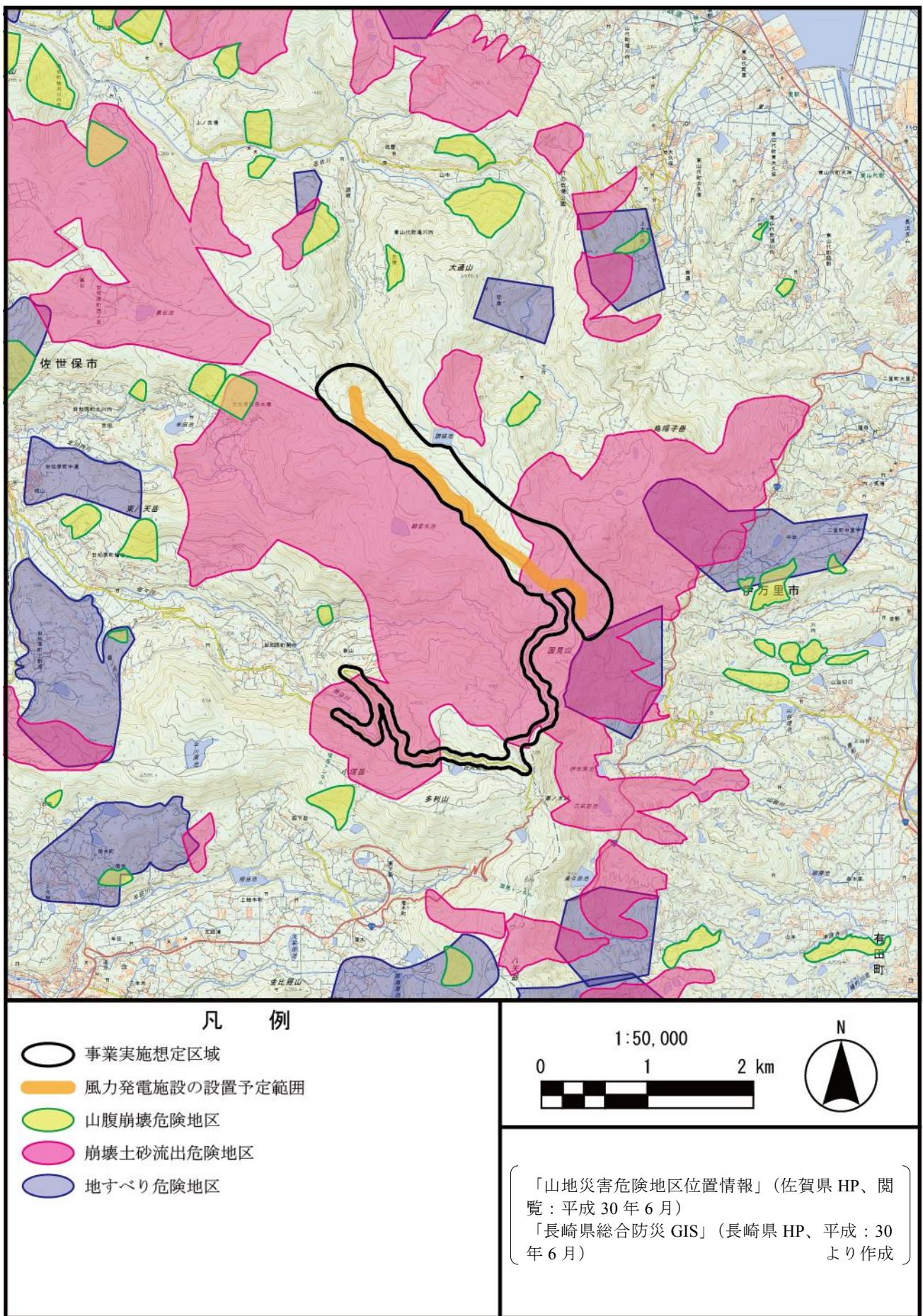
凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電施設の設置予定範囲
-  土砂災害警戒区域
-  土砂災害特別警戒区域



「安図くん」(佐賀県 HP、閲覧：平成 30 年 6 月)
 「長崎県総合防災 GIS」(長崎県 HP、平成：30 年 6 月)
 より作成

第 3.2-23 図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況



第 3.2-24 図 山地災害危険地区の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第 3.2-48 表のとおりである。

第 3.2-48 表 関係法令等による規制状況のまとめ

| 区分 | 法令等 | 地域地区等の名称 | 指定等の有無 | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|------------------------|--------|-----|------|----------------------------|--------------|
| | | | 伊万里市 | 有田町 | 佐世保市 | 事業実施 想定区域 及び その周囲 | 事業実施 想定区域 |
| 土地 | 国土利用計画法 | 都市地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 農業地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 森林地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 都市計画法 | 都市計画用途地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | |
| 公害防止 | 環境基本法 | 騒音類型指定 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 水質類型指定 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 騒音規制法 | 規制地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 振動規制法 | 規制地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 水質汚濁防止法 | 指定地域 | × | × | × | × | × |
| | 悪臭防止法 | 規制地域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 土壌汚染対策法 | 要措置区域 | × | × | ○ | × | × |
| | | 形質変更時要届出区域 | × | × | ○ | × | × |
| 工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律 | 規制地域 | × | × | × | × | × | |
| 自然保護 | 自然公園法 | 国立公園 | × | × | ○ | × | × |
| | | 国定公園 | ○ | × | × | ○ | × |
| | | 県立自然公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 自然環境保全法 | 自然環境保全地域 | × | × | × | × | × |
| | | 県自然環境保全地域 | × | × | × | × | × |
| | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 | 自然遺産 | × | × | × | × | × |
| | 都市緑地法 | 緑地保全地域 | × | × | × | × | × |
| | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 生息地等保護区 | × | × | × | × | × | |
| 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地 | × | × | × | × | × | |
| 文化財 | 文化財保護法 | 国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観 | ○ | ○ | ○* | ○* | ○* |
| | | 県指定史跡・名勝・天然記念物 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 市町指定史跡・名勝・天然記念物 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 景観 | 景観法 | 景観計画区域 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| | 都市計画法 | 風致地区 | × | × | ○ | × | × |
| 国土防災 | 森林法 | 保安林 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 砂防法 | 砂防指定地 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| | 山地災害危険地区調査要領 | 山地災害危険地区 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、佐世保市内一円（地域を定めず指定したもの）の種のための指定があることを示す。